

昭和二十八年政令第四百二十五号

私立学校教職員共済法施行令

内閣は、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基き、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 給付及び福祉事業（第四条の二―第十条）
- 第三章 任意継続加入者及び特例退職加入者（第十一条―第二十七条）
- 第四章 費用の負担（第二十八条―第三十条）
- 第五章 共済審査会（第三十一条―第三十五条）
- 第六章 高齢の教職員等に係る特例（第三十六条・第三十七条）
- 第七章 雑則（第三十八条―第四十一条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この政令において、「事業団」、「加入者」、「加入者期間」、「退職年金」、「職務障害年金」若しくは「職務遺族年金」又は「退職」、「任意継続加入者」、「任意継続掛金」若しくは「特例退職加入者」とは、それぞれ私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「法」という。）第二条、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第二十条第二項又は法第二十五条において準用し、若しくは読み替えて準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号。以下「組合法」という。）第二条第一項第四号、第二百六条の五第二項若しくは附則第十二条第三項に規定する事業団、加入者、加入者期間、退職年金、職務障害年金若しくは職務遺族年金又は退職、任意継続加入者、任意継続掛金若しくは特例退職加入者をいう。（加入者）

第一条の二 法第十四条第一項第二号の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 学校法人等（法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下この条において同じ。）以外の者にもまた使用され、その者から受ける報酬の額が当該学校法人等から受ける報酬の額を超えていることその他の共済規程（法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）で定める基準に該当する者
- 二 日々雇入れられる者（一月を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。）
- 三 二月以内の期間を定めて使用される者であつて、その定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの（その定めた期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。）

2 法第十四条第一項第三号の政令で定める者は、学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものであつて、その一週間の所定労働時間が当該学校法人等に使用される通常の労働者（当該学校法人等に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該学校法人等に使用される者にあつては、文部科学省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者をいう。以下この項において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の学校法人等に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この項において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が当該学校法人等に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

- 一 一週間の所定労働時間が二十時間未満であること
- 二 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして文部科学省令で定めるものを除く。）について、文部科学省令で定めるところにより、法第二十二條第八項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十條に規定する高等学校の生徒、同法第八十三條に規定する大学の学生その他の文部科学省令で定める者であること

第二条 法第十四条第二項第三号の政令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定による休業をするとき
- 二 労働基準法第七十六条の規定による休業補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付を受けるとき
- 三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号に規定する介護休業をするとき
- 四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第二項又は第二十四条第一項若しくは第二項に規定する措置により休業する場合であつて、共済規程で定める事由に該当するとき

（被扶養者）

第三条 法第二十五条において準用する組合法第二条第一項第二号に規定する主として加入者の収入により生計を維持することの認定に関しては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条第二項に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）における被扶養者の認定の取扱いを参酌して、文部科学大臣が定めるところによる。

（遺族）

第四条 法第二十五条において準用する組合法第二条第一項第三号に掲げる加入者又は加入者であつた者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた加入者であつた者にあつては、行方不明となつた当時。以下この条において同じ。）その者によつて生計を維持していた者は、当該加入者又は加入者であつた者の死亡の当時その者と生計を共にしていた者のうち文部科学大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外の者その他これに準ずる者として文部科学大臣が定める者とする。

第二章 給付及び福祉事業

（支払未済の給付を受けるべき者の順位）

第四条の二 法第二十五条において準用する組合法第四十四条第三項に規定する同条第一項の規定による給付を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子（死亡した者が職務遺族年金の受給権者である夫であつた場合における加入者又は加入者であつた者の子であつて、その者の死亡によつて職務遺族年金の支給の停止が解除されたものを含む）、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。

（付加給付）

第五条 法第二十条第三項に規定する短期給付は、共済規程で定めるところにより行うことができる。

第五条の二 法第二十二條第四項の規定による退職等年金給付に係る標準報酬月額額の等級区分の改定（法第二十二條第四項の規定による改定後の標準報酬月額額の等級区分については、同条

第五條の二 法第二十二條第四項の規定による改定後の標準報酬月額額の等級区分については、同条

第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第三十級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第二十九級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第二十八級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第二十七級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第二十六級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第二十五級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第二十四級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第二十三級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第二十二級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第二十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第二十級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第十九級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第十八級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第十七級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第十六級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第十五級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第十四級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第十三級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第十二級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第十級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第九級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第八級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第七級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第六級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第五級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第四級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第三級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第二級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

と読み替えて、法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

(法第二十二條第四項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定後の退職等年金給付に係る標準賞与額の最高限度額)
第五条の三 法第二十三條第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する政令で定める額は、百五十万円とする。

(短期給付に係る国家公務員共済組合法施行令の準用)

第六条 法第二十二條第一項に規定する短期給付については、国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一條の三の二、第十一條の三の三、第十一條の三の四(第一項第二号、第四号、第八号、第十号、第十四号及び第十六号、第三項並びに第四項を除く。)、第十一條の三の五、第十一條の三の六(第十三項を除く。)、第十一條の三の六の二(第一項第二号及び第四号並びに第四項を除く。)、第十一條の三の六の三(第四項を除く。)、第十一條の三の六の四第一項及び第三項、第十一條の三の七から第十一條の三の九まで、第十一條の四、附則第三十四條の三並びに附則第三十四條の四の規定を準用する。この場合において、これらの規定(同令第十一條の三の二第一項、第十一條の三の三第一項第二号、第四項各号、第八項及び第九項、第十一條の三の四、第十一條の三の五第一項第五号、第三項第六号及び第九項、第十一條の三の六の三の六第九項、第十一條の三の六の二、第十一條の三の六の三の八の二第一号、第十一條の三の九、附則第三十四條の三並びに附則第三十四條の四の規定を除く。)中「組合員」とあるのは「加入者」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「法」とあるのは「私立学校教職員共済法第二十五條において準用する法」と、「組合」とあるのは「事業団」と、「標準報酬月額」とあるのは「標準報酬月額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一條の三の二第一項	法第五十五條第二項第三号	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五條において準用する法第五十五條第二項第三号	標準報酬月額	標準報酬月額
第十一條の三の三第一項第二号	財務省令	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の三第四項第一号	組合員となつた者	日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)の	加入者	加入者
第十一條の三の三第四項第二号	組合員七十五歳到達前加入者	七十五歳到達前加入者	加入者	加入者
第十一條の三の三第四項第三号	組合員七十五歳到達前加入者	七十五歳到達前加入者	加入者	加入者
第十一條の三の三第七項	財務大臣	文部科学大臣	加入者	加入者
第十一條の三の三第八項	組合員	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の三第九項	組合員	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第一項	から第六号まで	第三号、第五号及び第六号	加入者	加入者
	基準日組合員合算額	基準日加入者合算額	加入者	加入者
	から第十二号まで	第九号、第十一号及び第十二号	加入者	加入者
	から第十八号まで	第十五号、第十七号及び第十八号	加入者	加入者

第十一條の三の四第二項	当該組合の組合員	加入者又は	加入者又は
第十一條の三の四第五項	組合員又は	加入者又は	加入者又は
第十一條の三の四第六項	おいて法	おいて私立学校教職員共済法第二十五條において準用する法	おいて準用する法
第十一條の三の四第七項	基準日組合員	基準日加入者	基準日加入者
第十一條の三の四第八項	法	私立学校教職員共済法第二十五條において準用する法	準用する法
第十一條の三の四第九項	基準日組合員	基準日加入者	基準日加入者
第十一條の三の四第十項	財務省令	文部科学省令	文部科学省令
第十一條の三の四第十一項	から第六号まで	第三号、第五号及び第六号	加入者
第十一條の三の四第十二項	から第十二号まで	第九号、第十一号及び第十二号	加入者
第十一條の三の四第十三項	から第十八号まで	第十五号、第十七号及び第十八号	加入者
第十一條の三の四第十四項	第二項から第四項まで	第二項	第二項
第十一條の三の四第十五項	第二項から第四項まで	第二項	第二項
第十一條の三の四第十六項	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)	加入者
第十一條の三の四第十七項	組合員	加入者	加入者
第十一條の三の四第十八項	財務省令	文部科学省令	文部科学省令
第十一條の三の四第十九項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第二十項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第二十一項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第二十二項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第二十三項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第二十四項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第二十五項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第二十六項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第二十七項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第二十八項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第二十九項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第三十項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第三十一項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第三十二項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第三十三項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第三十四項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第三十五項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第三十六項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第三十七項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第三十八項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第三十九項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第四十項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第四十一項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第四十二項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第四十三項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第四十四項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第四十五項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第四十六項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第四十七項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第四十八項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第四十九項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第五十項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第五十一項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第五十二項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第五十三項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第五十四項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第五十五項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第五十六項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第五十七項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第五十八項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第五十九項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第六十項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第六十一項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第六十二項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第六十三項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第六十四項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第六十五項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第六十六項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第六十七項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第六十八項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第六十九項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第七十項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第七十一項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第七十二項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第七十三項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第七十四項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第七十五項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第七十六項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第七十七項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第七十八項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第七十九項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第八十項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第八十一項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第八十二項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第八十三項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第八十四項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第八十五項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第八十六項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第八十七項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第八十八項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第八十九項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第九十項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第九十一項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第九十二項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第九十三項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第九十四項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第九十五項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第九十六項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第九十七項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第九十八項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第九十九項	加入者	加入者	加入者
第十一條の三の四第一百項	加入者	加入者	加入者

<p>第十一条の四第二項第一号、休業手当金、育児休業手当又は休業手当金</p>	<p>附則第三十四条の三第一項、第二項、第六項及び第七項</p>	<p>附則第三十四条の三第八項</p>	<p>附則第三十四条の四</p>	<p>附則第三十四条の四</p>	<p>第七條 (退職等年金給付に係る国家公務員共済組合法施行令の準用)</p>	<p>第七條 法第二十条第二項に規定する退職等年金給付については、国家公務員共済組合法施行令第十三条から第十五条まで、第十五条の二の二から第十七条まで、第十八条第三項、第十八条の二から第二十条まで、附則第七條、附則第七條の二及び附則第七條の三の三の規定を準用する。この場合において、同令第十四条、第十五条の二の二、第十九条及び附則第七條の規定中「法」とあるのは、「私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第十條 法第七十五条第二項</p>	<p>地方公務員等共済組合法による退職等年金給付が地方の組合の組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること、法第九十九条第一項第三号の規定により退職等年金給付に要する費用の算定について同号に規定する国の積立基準額（以下「国の積立基準額」という。）と地方公務員等共済組合法百十三条第一項第三号に規定する地方の積立基準額（以下「地方の積立基準額」という。）との合計額と退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金（同法第二十四条の二（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する退職等年金給付組合積立金及び同法第三十八条の八の二第一項に規定する退職等年金給付調整積立金をいう。以下同じ。）の額との合計額とが将来にわたつて均衡を保つことができるようにすることとされていることその他財務大臣</p>	<p>第十條 法第七十五条第二項</p>							
<p>第十條 地方退職等年金給付積立金の運用の状況及びその見通しその他財務大臣</p>	<p>第十條 法第七十五条の五第二項</p>	<p>第十條 法第七十五条の五第二項</p>	<p>第十條 法第七十五条の五第二項</p>	<p>第十條 法第七十五条の五第二項</p>	<p>第十條 法第七十五条の五第二項</p>	<p>第十條 法第七十五条の五第二項</p>	<p>第十條 法第七十五条の五第二項</p>	<p>第十條 法第七十五条の五第二項</p>	<p>第十條 法第七十五条の五第二項</p>	<p>第十條 法第七十五条の五第二項</p>	<p>第十條 法第七十五条の五第二項</p>	<p>第十條 法第七十五条の五第二項</p>	<p>第十條 法第七十五条の五第二項</p>	<p>第十條 法第七十五条の五第二項</p>	<p>第十條 法第七十五条の五第二項</p>	<p>第十條 法第七十五条の五第二項</p>

(給付の制限)

第八条 加入者が禁錮以上の刑に処せられ、又は公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇されたときは、法第二十五条において準用する組合法第九十七条第一項の規定により、その者に、その刑に処せられ、又は解雇された時以後、その加入者期間に係る退職年金（法第二十五条において準用する組合法第七十六条第一項に規定する終身退職年金に限る。以下この条において同じ。）又は職務障害年金の額のうち、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に掲げる割合に相当する金額を支給しない。

一 禁錮以上の刑に処せられた場合 百分の百（職務障害年金にあつては、百分の五十）
 二 公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された場合 その引き続き加入者期間の月数が加入者期間の月数のうちに占める割合に百分の百（職務障害年金にあつては、百分の五十）を乗じて得た割合

2 退職年金、職務障害年金又は職務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、法第二十五条において準用する組合法第九十七条第一項又は第二項の規定により、その者には、その刑に処せられた時以後、当該年金の額の百分の百（職務障害年金及び職務遺族年金にあつては、百分の五十）に相当する金額を支給しない。

3 前二項の場合において、これらの規定による給付の制限は、当該給付の制限を開始すべき月から、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項、第八十一条第一項、第八十七条、第九十一条第一項から第三項まで又は第九十二条第一項の規定により退職年金、職務障害年金又は職務遺族年金の支給が停止されている月を除き通算して六十日に達するまでの間に限り、行うものとする。

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは第一項第二号に規定する事由により解雇された日又は退職年金、職務障害年金若しくは職務遺族年金の給付事由が生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項、第八十一条第一項、第八十七条、第九十一条第一項から第三項まで又は第九十二条第一項の規定により退職年金、職務障害年金又は職務遺族年金の支給が停止されている場合にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

5 第一項から第三項までの規定を適用する場合において、同一の加入者期間について第一項又は第二項の規定に定める給付の制限の二以上に該当するときは、その該当する間は、そのうち最も高い割合による給付の制限（給付の制限の割合が同じときは、そのうちいずれか一の給付の制限）を定めている規定の定めるところによる。

6 第一項又は第二項の規定に該当する者に対する給付の制限は、事業団がこれらの規定に定める割合によることを不適当と認め、かつ、その割合の範囲内で文部科学大臣の承認を受けて割合を定めるときは、その割合によるものとする。

7 禁錮以上の刑に処せられてその刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者が、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑に処せられなかつたとしたならば支給を受けるべきであつた退職年金、職務障害年金又は職務遺族年金の額のうち、第一項第一号又は第二項の規定及び第三項の規定により支給されなかつた金額に相当する金額を支給するものとする。

第九条 削除

（加入者であつた者に係る福祉事業）

第十条 法第二十六条第二項の政令で定める事業は、加入者であつた者に係る同条第一項第一号に掲げる事業に準ずる事業であつて共済規程で定めるものとする。

第三章 任意継続加入者及び特例退職加入者

（任意継続加入者となるための申出等の手続）

第十一条 法第二十五条において準用する組合法第二百二十六条の五第一項に規定する申出は、次に掲げる事項を記載した書面を事業団に提出してするものとする。

一 申出をする者の氏名及び住所
 二 法第二十五条において準用する組合法第二百二十六条の五第一項の規定の適用を受けようとする旨
 三 退職した年月日
 四 退職した日の属する月の標準報酬月額（次条第一号において「退職時の標準報酬月額」という。）
 五 その他文部科学省令で定める事項

2 法第二十五条において準用する組合法第二百二十六条の五第五項第五号に規定する申出は、次に掲げる事項を記載した書面を事業団に提出してするものとする。

一 申出をする者の氏名及び住所
 二 任意継続加入者でなくなつてを希望する旨
 三 その他文部科学省令で定める事項

（任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額）

第十二条 任意継続加入者については、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額をその者の標準報酬月額と、当該標準報酬月額の二十二分の一に相当する金額をその者の標準報酬日額とみなす。

一 任意継続加入者の退職時の標準報酬月額
 二 前年（一月から三月までの標準報酬月額にあつては、前々年）の九月三十日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての加入者の同月の標準報酬月額の平均額（当該平均額の範囲内において共済規程で定められた額があるときは、当該共済規程で定められた額）を法第二十一条第一項の規定による標準報酬月額の基本となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額
 （任意継続掛金）

第十三条 任意継続掛金は、任意継続加入者の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、任意継続加入者となつた日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金（介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）の規定による納付金をいう。以下同じ。）に係る任意継続掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）につき、徴収するものとする。

2 任意継続加入者の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月（介護納付金に係る任意継続掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）の任意継続掛金を徴収する。

3 任意継続掛金は、任意継続加入者の標準報酬月額を標準として算定するものとし、その標準報酬月額と任意継続掛金との割合は、千分の三から千分の百三十までの範囲内において、共済規程で定める。

4 第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該任意継続加入者が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する日を含む月（介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日の属する月（介護保険第二号被保険者の資格を取得した日の属する月を除く。）を除く。）をいう。

（任意継続掛金の払込み）

第十四条 任意継続加入者は、初めて払い込むべき任意継続加入者となつた日の属する月の任意継続掛金を、その退職の日から起算して二十日を経過する日（法第二十五条において準用する組合法第二百二十六条の五第一項に規定する正当な理由がある事業団が認めた場合には、同項に規定する申出があつた日から起算して十日以内で事業団が指定する日。次項において「払込期日」という。）までに、事業団に払い込まなければならない。

2 任意継続加入者は、前項の場合を除き、任意継続加入者の資格を継続しようとする月の任意継続掛金を、その月の前月の末日（その日が払込期日であるときは、その払込期日）までに、事業団に払い込まなければならない。

3 前項の規定により払い込まれた任意継続掛金のうち、徴収を要しないこととなったものがあるときは、事業団は、文部科学省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなった任意継続掛金を任意継続加入者又は任意継続加入者であった者に還付するものとする。
(任意継続掛金の前納)

第十五条 法第二十五条において準用する組合法第二百六条の五第三項の規定による任意継続掛金の前納は、四月から九月まで若しくは十月から翌年三月までの六月間又は四月から翌年三月までの十二月間を単位として行うものとする。ただし、当該六月間又は十二月間において、任意継続加入者の資格を取得した者又はその資格を喪失することが明らかである者については、当該六月間又は十二月間のうち、同条第一項に規定する申出をした日の属する月の翌月以後の期間(二月以上の期間に限る。)又はその資格を喪失する日の属する月の前月までの期間(二月以上の期間に限る。)の任意継続掛金について前納を行うことができるものとする。

第十六条 法第二十五条において準用する組合法第二百六条の五第三項の規定により任意継続掛金を前納しようとする任意継続加入者は、当該前納すべき額を、当該前納に係る期間の最初の月の前月の末日までに、事業団に払い込まなければならぬ。

第十七条 法第二十五条において準用する組合法第二百六条の五第三項に規定する政令で定める額は、前納に係る期間の各月の任意継続掛金の合計額から、その期間の各月の任意継続掛金の額を年四パーセントの利率による複利現価法によつて前納に係る期間の最初の月から当該各月までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額(その額に一月未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額とする。)を控除した額とする。
(前納された任意継続掛金の充当)

第十八条 法第二十五条において準用する組合法第二百六条の五第三項の規定により任意継続掛金が前納された後、前納に係る期間の経過前において任意継続掛金の額の引上げが行われることとなつた場合においては、前納された任意継続掛金のうち当該任意継続掛金の額の引上げが行われることとなつた後の期間に係るものは、当該期間の各月につき払い込むべき任意継続掛金に、先に到来する月の分から順次充当するものとする。
(前納された任意継続掛金の還付)

第十九条 法第二十五条において準用する組合法第二百六条の五第三項の規定により任意継続掛金を前納した後、前納に係る期間の経過前において任意継続加入者がその資格を喪失した場合においては、その者(同条第五項第二号に該当したことによりその資格を喪失した場合においては、その者の相続人)の請求に基づき、前納された任意継続掛金のうち未経過期間に係るものを還付する。

2 前項に規定する未経過期間に係る還付額は、任意継続加入者の資格を喪失したときにおいて当該未経過期間につき任意継続掛金を前納するものとした場合におけるその前納すべき額に相当する額とする。

(任意継続加入者に係る短期給付の支給の特例)

第二十条 任意継続加入者に係る法第二十五条において準用する組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第五十二条	(給付事由が退職後に生じた場合には、退じた場合には、任意継続加入者の資格を喪失した日(職の日)の前日)
第五十四条第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、	第職務によらない病気が職務によらない病気又は負傷(任意継続加入者となつた後における病気及び負傷を含む。)

第五十五条の五第一項及び第五十六条の第二項

第五十九条第一項

第六十一条第二項

第六十三条第一項

第六十四条

2 任意継続加入者に対しては、法第二十五条において準用する組合法第五十四条第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項、第五十六条の三第一項、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十四条又は第六十六条第一項の規定による給付は、同一の病気、負傷又は死亡に関し、労働基準法、労働者災害補償保険法その他これらに類する法令の規定によりこれらの給付に相当する補償又は給付が行われるときは、行わない。
(文部科学省令への委任)

第二十一条 第十一条から前条までに定めるもののほか、任意継続加入者に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
(特例退職加入者の標準報酬日額)

第二十二条 特例退職加入者については、その者の法第二十五条において準用する組合法附則第十二条第五項に規定する標準報酬月額額の二十二分の一に相当する金額をその者の標準報酬日額とみなす。
(特例退職掛金)

第二十三条 特例退職掛金(法第二十五条において準用する組合法附則第十二条第六項に規定する共済規程で定める金額をいう。以下同じ)は、特例退職加入者の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、特例退職加入者となつた日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月(介護納付金に係る特例退職掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。)につき、徴収するものとする。

2 特例退職加入者の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月(介護納付金に係る特例退職掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。)の特例退職掛金を徴収する。

3 特例退職掛金は、特例退職加入者の標準報酬月額を標準として算定するものとし、その標準報酬月額と特例退職掛金との割合は、共済規程で定める。

4 第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該特例退職加入者が介護保険第二号被保険者の資格を有する日を含む月(介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日の属する月(介護保険第二号被保険者の資格を取得した日の属する月を除く。)を除く。)をいう。
(特例退職掛金の払込み)

第二十四条 特例退職加入者は、初めて払い込むべき特例退職加入者となつた日の属する月の特例退職掛金を、法第二十五条において準用する組合法附則第十二条第一項の規定による申出をした日から起算して二十日を経過する日(次項において「払込期日」という。)までに、事業団に払い込まなければならない。

2 特例退職加入者は、前項の場合を除き、各月の特例退職掛金を、その月の前月の末日(その日が払込期日前であるときは、その払込期日)までに、事業団に払い込まなければならない。

退職した	任意継続加入者の資格を喪失した
退職後六月以内	任意継続加入者の資格を喪失した日から起算して六月以内
退職後出産する	任意継続加入者の資格喪失後出産する
亡したとき	職務によらないで死亡したとき(任意継続加入者となつた後に死亡したときを含む。)
退職後三月以内	任意継続加入者の資格を喪失した日から起算して三月以内
退職後死亡する	任意継続加入者の資格喪失後死亡する

3 前項の規定により事業団に払い込まれた特例退職掛金のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、事業団は、文部科学省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた特例退職掛金を特例退職加入者又は特例退職加入者であつた者に還付するものとする。
 (特例退職掛金の前納)

第二十五条 第十五条から第十九条までの規定は、特例退職掛金の前納について準用する。この場合において、第十五条中「同条第一項に規定する申出をした日」とあるのは、「特例退職加入者の資格を取得した日」と読み替へるものとする。

第二十六条 特例退職加入者に係る法第二十五条において準用する組合の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第五十二条 (給付事由が退職後に生じた場合には、退じた場合には、特例退職加入者の資格を喪失した日の前日)

第五十四条第一項、第五十五條の三第一項、第五十五條の四第一項、第五十五條の五第一項及び第五十六條の二第一項

第五十九條第一項、第六十一條第二項

第六十三條第一項

第六十四條

第六十七條第一項、第六十七條第三項

2 特例退職加入者に対しては、法第二十五条において準用する組合法第五十四條第一項、第五十五條の三第一項、第五十五條の四第一項、第五十五條の五第一項、第五十六條の三第一項、第六十三條第一項若しくは第六十四條の規定による給付は、同一の病氣、負傷又は死亡に關し、労働基準法、労働者災害補償保険法その他これらに類する法令の規定によりこれらの給付に相當する補償又は給付が行われるときは、行わない。

(文部科学省令への委任)
 第二十七條 第二十二條から前条までに定めるもののほか、特例退職加入者に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四章 費用の負担
 (介護納付金に係る掛金を徴収しない月)
 第二十八條 法第二十七條第二項の政令で定める月は、介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日の属する月(介護保険第二号被保険者の資格を取得した日の属する月を除く。)とする。

(掛金の割合)
 第二十九條 法第二十七條第一項の規定による掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、千分の三十から千分の百四十五までの範囲内とする。

(出産育児交付金)
 第二十九條の二 各年度の法第三十四條の二第一項に規定する出産育児交付金は、当該年度の同項に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部に充てるものとする。
 (出産育児交付金に關する技術的読替え)
 第二十九條の三 法第三十四條の二第二項の規定により健康保険法第五十二條の三から第五十二條の五まで及び高齢者の医療の確保に關する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十二條の規定を準用する場合においては、これらの規定(健康保険法第五十二條の三第二項の規定を除く。)中「各保険者」とあり、「当該保険者」とあり、「当該各保険者」とあり、及び「保険者」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替へるほか、次の表の上欄に掲げる健康保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第五十二條の三 前条	私立学校教職員共済法第三十四條の二第一項
第一項	文部科学省令
第二項	各保険者ごとに 日本私立学校振興・共済事業団について
第五十二條の四 出産育児一時金等の支給に要する費用	産費及び家族出産費の支給に要する費用
第五十二條の五 厚生労働省令	文部科学省令
第五十二條の五 出産育児一時金等	私立学校教職員共済法の規定による出産費及び家族出産費
第五十二條の五 同法第三十四條の二第一項	同法第三十四條の二第一項

(事業団への国の補助金の交付)
 第三十條 国は、予算で定めるところにより、法第三十五條第一項の規定により補助すべき金額を、当該事業年度における日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十三條第二項に規定する基礎年金拠出金の納付の状況を勘案して事業団に交付するものとする。

2 前項の規定により国が事業団に交付した金額と法第三十五條第一項の規定により当該事業年度において国が補助すべき金額との調整は、当該事業年度の翌々年度までの国の予算により行うものとする。

第五章 共済審査会
 (委員に対する報酬)
 第三十一條 事業団は、共済審査会の委員(以下「委員」という。)に対し、共済審査会に出席した日数に應じ、文部科学省令で定める金額の報酬を支払うものとする。

(委員及び関係人に対する旅費)
 第三十二條 委員に対する旅費は、一般職の職員の給与に關する法律別表第一の行政職俸給表(一)の十級の職務にある職員が国家公務員等の旅費に關する法律(昭和二十五年法律第一百四号)の規定により支給を受けるべき額により、事業団が支給する。

2 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十四條の規定により事実の陳述又は鑑定を求められた参考人に対する旅費は、前項の規定により委員に対して支給する旅費の額の範囲内において、事業団が定める。

(共済審査会の書記)
 第三十三條 共済審査会に書記を置く。

2 書記は、事業団の職員のうちから、理事長が任命する。

3 書記は、会長の指揮を受けて庶務を整理する。

(秘密を守る義務)
 第三十四條 共済審査会の委員及び書記又はこれらの職にあつた者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(文部科学省令への委任)
第三十五条 法及びこの政令に規定するもののほか、審査請求の手續その他共済審査会に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第六章 高齢の教職員等に係る特例

(後期高齢者医療の被保険者等である加入者の掛金の割合)
第三十六条 法第四十条の規定による掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、千分の十八を超えない範囲内とする。

(七十歳以上の加入者の掛金の割合)
第三十七条 法第四十二条の規定による掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、第三十三条第三項に規定する範囲内とする。

第七章 雑則

(証券)

第三十八条 法第四十六条第一項の規定により検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証券を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

2 前項に規定する証券の様式は、文部科学省令で定める。

(資料の提供)

第三十九条 法第四十七条の二の政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

- 一 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十七条第一項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による年金である給付
- 二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による年金である給付
- 三 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付
- 四 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付

(一部負担金の支払により余裕財源を生じた場合の措置)

第四十条 事業団は、当分の間、加入者が法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項又は第三項に規定する一部負担金を支払ったことにより生じた余裕財源の範囲内で、当該一部負担金の払戻しその他の措置で文部科学大臣の定めるものを行うことができる。

(期間計算の特例)
第四十一条 法の規定による給付の請求、審査の請求又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求、申出又は届出が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付に要した日数は、その期間に算入しない。

附則

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和二十九年一月一日から施行する。
- (恩給財団等の解散の登記)
2 組合の設立の登記をしたときは、登記官吏は、東京法務局日本橋出張所に対して、その旨を通知しなければならない。
- 3 前項の通知を受けたときは、登記官吏は、職権をもって、財団法人私学恩給財団及び財団法人私学教職員共済会につき解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。
- (退職等年金給付又は短期給付のみの加入者の掛金の割合)

4 第二十九条の規定にかかわらず、法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた加入者の掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、千分の十八を超えない範囲内とし、同項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた加入者の掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、第十三条第三項に規定する範囲内とする。

(介護納付金に係る掛金の徴収の特例)

5 法附則第二十六項の政令で定める月は、次に掲げる月とする。
一 法第二十七条第二項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとなる月
二 加入者が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有しないこととなつた日の属する月(当該加入者が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有することとなつた日の属する月を除く。)

6 法附則第二十六項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合における任意継続加入者及び特例退職加入者に対する同項の規定の適用については、同項中「第二十七条第二項」とあるのは「私立学校教職員共済法施行令第十三条第一項及び第二項又は第二十三条第一項及び第二項」と、「加入者期間の計算の基礎となる各月のうち、加入者(附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた加入者を除く。）」とあるのは「任意継続加入者又は特例退職加入者(以下この項において「任意継続加入者等」という。))」と、「加入者」とあるのは「任意継続加入者等」と、「政令で定めるもの」とあるのは「同令第十三条第一項若しくは第二項若しくは第二十三条第一項若しくは第二項に規定する対象月、任意継続加入者等の資格を喪失した日の属する月(任意継続加入者等の資格を取得した日の属する月を除く。))」又は任意継続加入者等が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有しないこととなつた日の属する月(当該任意継続加入者等が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有することとなつた日の属する月を除く。))とする。

附則 (昭和二十九年九月二日政令第二六〇号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。但し、私立学校教職員共済組合法施行令第四十三条の改正規定(同条に但書を加える部分を除く。)は、昭和二十九年一月一日から、本則中のその他の規定及び附則第二項から附則第四項までの規定は、同年五月一日から適用する。

2 この政令による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令第三十九条第一項中「六十歳」とあるのは、左の表の上欄に掲げる者については、それぞれ、同表の下欄のように読み替えるものとする。

明治三十五年五月一日以前に生れた者	五十五歳
明治三十五年五月二日から明治三十八年五月一日までの間に生れた者	五十六歳
明治三十八年五月二日から明治四十一年五月一日までの間に生れた者	五十七歳
明治四十四年五月二日から明治四十四年五月一日までの間に生れた者	五十八歳
明治四十四年五月二日から大正三十五年五月一日までの間に生れた者	五十九歳

4 昭和二十九年四月三十日まで給付事由の生じた私立学校教職員共済組合法による給付に関する年金特別会計の負担については、なお従前の例による。

5 組合成立の際被保険者であつて組合成立と同時に組合員となつたことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、組合が昭和二十九年三月一日から同年五月三十一日までの間に私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和六十一年政令第六十六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法施行令第三十七条各号に掲げる事項を厚生大臣に報告したのものについては、その者に係る日本私立学校振興・共済事業団から厚生労働大臣への報告、年金特別会計の負担及び保険給付の調整に関し、被保険者組合員(私立学校教職員共済法施行令第三十九条に規定する被保険者組合員をいう。以下この項において同じ。)の例による。この場合において、年金特別会計の負担については、この政令の施行前に給付事由の生じた私立学校教職員共済組合法による給付に関しても、被保険者組合員の例によるものとする。

附則 (昭和三十三年六月三〇日政令第二〇八号)

この政令は、昭和三十三年七月一日から施行する。
 附則（昭和三十六年二月一日政令第三六八号）
 （施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令（以下「新令」という。）第十条の五の規定は、昭和三十六年六月十九日から適用する。
 （傷病手当金と給与との調整に関する経過措置）
- 2 昭和三十六年六月十九日の前日において現に私立学校教職員共済組合法第二十五条において適用する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十二号）による改正前の国家公務員共済組合法の規定により傷病手当金の支給を受けている者が同一の傷病により昭和三十六年六月十九日以後に受ける傷病手当金については、その者が新令第十条の五第一号の場合に該当するときにおいても、同条同号の規定にかかわらず、同条第二号の規定を適用する。

附則（昭和三十六年二月一日政令第四二二号）
 （施行期日）

- 1 この政令は、昭和三十七年一月一日から施行する。
 （その者の事情によらないで退職した者の範囲）
- 2 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号。以下「改正法」という。）附則第十五項（改正法附則第十八項において準用する場合を含む。）に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、私立学校教職員共済法施行令第八条各号に掲げる者とする。
 （施行法の技術的読替え）
- 3 改正法附則第十七項の規定により更新加入者（改正法附則第四項第五号に規定する更新加入者をいう。）に対する長期給付に関する経過措置について国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「施行法」という。）の次の表の上欄に掲げる規定を準用する場合においては、これらの規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第三旧法等		更新加入者	更新加入者
更新組合員	更新加入者	更新加入者	更新加入者
第一項に規定する退職共済年金	退職共済年金（私学の昭和三十六年改正法附則第十四項に規定する更新加入者に係るものに限る。）	更新加入者	更新加入者
共済年金	私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号。第七條の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法）	更新加入者	更新加入者
新法	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法	更新加入者	更新加入者

第十五条第三 旧法等
 更新組合員
 更新加入者
 更新加入者

第十六条	第十七条	第十八条	第十九条
新法 新法第四章 公務等 公務員 更新加入者	新法 新法第四章 公務等 公務員 更新加入者	新法 公務 更新加入者	旧法 昭和六十年 改正法
私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法第四章	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法第四章	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する昭和六十年改正法

（旧法の規定による退職一時金を返還する場合の利率等）

- 4 準用施行法（改正法附則第十七項（改正法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により準用される施行法をいう。以下この項において同じ。）第十四条第三項において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「組合法」という。）附則第十二条の十二第四項及び準用施行法第十五条第三項において準用する組合法附則第十二条の十三後段において準用する組合法附則第十二条の十二第四項に規定する利率は、年四・一パーセント（改正法による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧法」という。）の規定による退職一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、平成十三年四月から平成十七年三月までの期間については年四・パーセント、平成十七年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、平成十八年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、平成十九年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十年四月から平成二十一年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年二・パーセント、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年二・九パーセント、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの期間については年三・四パーセント、平成二十九年四月から平成三十年三月までの期間については年三・六パーセント、平成三十年四月から平成三十一年三月までの期間については年三・九パーセント、平成三十一年四月から平成三十二年三月までの期間については年四・パーセント）とする。
- 5 改正法附則第十七項（改正法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により準用される施行法第十四条第三項若しくは第十五条第三項において準用する組合法附則第十二条の十二第一項又は第十二条の十三前段の規定により返還すべき金額の返還については、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第七条の三第二項の規定を準用する。

6 前項の規定は、改正法附則第十二項又は第十三項（これらの規定を改正法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき金額の納付について準用する。
（再就職者に関する経過措置についての技術的読替え）

7 改正法附則第十八項の規定により、同項各号に掲げる者に対する長期給付に関する経過措置について改正法附則第十一項及び第十七項の規定を準用する場合には、改正法附則第十一項中「以後引き続き」とあるのは「以後施行日まで引き続き」と、改正法附則第十七項中「及び額の改定については同法第六条第二項及び第十八条」とあるのは「については同法第六条第二項」と、「第十七条の規定を、更新加入者に係る旧法の規定による遺族年金の失権については同法第十九条」とあるのは「第十七条」と、それぞれ読み替えるものとする。
8 改正法附則第十八項の規定により、同項各号に掲げる者について、前項の規定により読み替えられる改正法附則第十七項において準用する施行法の規定を準用する場合には、附則第三項の表の上欄に掲げる施行法の規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
（障害年金の額の改定等の特例）

9 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する組合法第八十四条第一項の規定は、改正法の施行の際旧法第二十五条の七において準用する国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「旧組合法」という。）第四十二条の規定により障害年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、組合法第八十四条第一項中「障害の程度に応じて」とあるのは、「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の七において準用する国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）別表第二の上欄に掲げる障害の程度に応じて」と読み替えるものとする。
（遺族年金の失権に関する経過措置）

10 旧法第二十五条の七において準用する旧組合法第四十六条の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が養子縁組をした場合における当該遺族年金の失権については、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六号）第一条の規定による改正前の組合法第九十一条第三号の規定の例による。
附則（昭和三十七年九月二十九日政令第三九一号）

- 1 この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。
- 2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

附則（昭和三十九年三月二三日政令第二八号） 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。
（経過措置）

第十三条 この政令は、別段の定めがある場合を除くほか、この政令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この政令による廃止又は改正前の政令又は勅令（以下「旧令」という。）の規定によつて生じた効力を妨げない。

第十四条 この政令の施行前にした旧令の規定による処分、手続その他の行為は、この政令の適用については、この政令の相当規定によつてしたものとみなす。

第十五条 旧令の規定による登記簿は、この政令の規定による登記簿とみなす。
第十六条 この政令の施行前に、第十八条において準用する商業登記法第五十七条第二項の規定によれば同時に申請すべき登記の一部について登記の申請があつたときは、それらの登記の手続及び期間については、なお従前の例による。

第十七条 特殊法人は、この政令の施行の日から六月以内に、この政令によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。
2 前項の登記をするまでに他の登記をするときは、その登記と同時に同項の登記をしなければならない。

3 第一項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。
第十八条 この附則に定めるもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。

附則（昭和四〇年六月三〇日政令第三二一号）

- 1 この政令は、昭和四十年七月一日から施行する。ただし、第三条中附則第五項の改正規定（第三十三条の項に係る部分に限る。）は、同年十月一日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。
- 3 第三条中附則第五項の改正規定（第三十三条の項に係る部分に限る。）の施行前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附則（昭和四一年九月二十九日政令第三三三号）

- （施行期日）
1 この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。
（施行日前に給付事由が生じた障害年金又は遺族年金の額の特例）
- 2 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百十三号）附則第五項の政令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる障害年金又は遺族年金でこの政令の施行の日の前日において現にこれを受ける権利を有する者に支給されるものについて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が従前の年金の額より少ないときは、従前の年金の額とする。
一 昭和三十六年十二月三十一日以前に給付事由が生じた障害年金又は遺族年金 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十九号）による改正後の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。次号において「改正後の法」という。）第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の月額を基礎として、次の規定の例により計算した額
イ 障害年金にあつては、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。ロにおいて「改正前の国家公務員共済組合法」という。）第四十二条第一項又は第三項
ロ 遺族年金にあつては、改正前の国家公務員共済組合法第四十七条
二 昭和三十七年一月一日からこの政令の施行の日までの間に給付事由が生じた障害年金又は遺族年金 改正後の法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の年額を基礎として、次の規定の例により計算した額
イ 障害年金にあつては、国家公務員共済組合法第八十二条又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百十九号。ロにおいて「施行法」という。）第二十二條第一項第二号若しくは第四号、第二十三條若しくは第二十五條

口 遺族年金にあつては、国家公務員共済組合法第八十八条又は施行法第三十一条、第三十一条の二若しくは第三十二条

附則 (昭和四十二年八月一日政令第二三五号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五項の表第十三条第三項の項及び第三十条の項の改正規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附則 (昭和四十二年九月二四日政令第二八五号)

この政令は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附則 (昭和四十四年二月一六日政令第二九七号)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五項の表中第十三条第三項の項の改正規定、同項の次に二項を加える改正規定及び第三十二条の二第一項の項の改正規定は、昭和四十五年四月一日から施行する。

2 改正後の附則第二項、附則第五項の表第二十二條第一項の項及び附則第九項の規定は、昭和四十四年十一月一日から適用する。

3 改正後の附則第五項の表第三十三條の項の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十五年九月二九日政令第二九一号)

この政令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附則 (昭和四十六年九月二三日政令第二九九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年九月三〇日政令第三一五号)

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第二条中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める改正規定及び次項から附則第四項までの規定は、同年十一月一日から施行する。

2 一時金たる長期給付等の支給を受けた者に係る退職年金等の最低保障額の調整等

昭和四十六年十月三十一日以前に給付事由が生じた私立学校教職員共済組合法(以下「法」という。)の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金(私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令(昭和三十六年政令第四十三号)附則第十七項の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。)を受ける権利を有する者(法第四十八条の二及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)以下「法律第四百十号」という。)附則第十六項の規定によりその例によることとされた昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十二号)以下「改正法」という。)附則第三條第一項の規定の適用を受けるものが、同一の給付事由につき一時金たる長期給付の支給を受けた者若しくは法律第四百十号附則第四項第二号に掲げる恩給財団における従前の例による者で恩給財団における一時金の支給を受けたもの又はその遺族である場合におけるこれらの年金の額の調整に必要事項は、これらの年金を受け権利を有する者で法第四十八条の二及び法律第四百十号附則第十六項の規定によりその例によることとされた改正法附則第三條第一項の規定の適用を受けないものとの均衡を考慮して、文部省令で定める。

3 昭和四十六年十月三十一日以前に給付事由が生じた法の規定による減額退職年金を受ける権利を有する者が、同一の給付事由につき一時金たる長期給付の支給を受けた者又は法律第四百十号附則第四項第二号に掲げる恩給財団における従前の例による者で恩給財団における一時金の支給を受けたものである場合において、退職年金を受ける権利を有するものとしたならば法第四十八条の二及び法律第四百十号附則第十六項の規定によりその例によることとされた改正法附則第三條第一項の規定の適用を受けることとなるときは、その者の減額退職年金の額は、同年十一月分以後、当該減額退職年金に係る退職年金につき前項の例により算定した額を基礎として法第二十条において準用する国家公務員共済組合法(以下「国共法」という。)第七十九条の規定により算定した額とする。

4 昭和四十六年十月三十一日以前に給付事由が生じた法の規定による通算退職年金を受ける権利を有する者のうち、法第二十五条において準用する改正法第三條の規定による改正前の国共法(以下「改正前の国共法」という。)第七十九条の二第四項の規定により算定した額若しくはその合算額又は法第二十五条において準用する改正前の国共法第七十九条の二第三項及び第四項の規定により算定した額の合算額をもつて当該年金の額とされた者の当該年金の額は、同年十一月分以後、法第二十五条において準用する改正法第三條の規定による改正後の国共法(以下「改正後の国共法」という。)第七十九条の二第三項の例により算定した額に、その者の退職の際における法第二十五条において準用する改正前の国共法第七十九条の二第四項の割合を乗じて得た額又はその合算額(法第二十五条において準用する改正前の国共法第七十九条の二第三項及び第四項の規定により算定した額の合算額をもつて当該年金の額とされた者については、その乗じて得た額と法第二十五条において準用する改正後の国共法第七十九条の二第三項の規定により算定した額の合算額)とする。

附則 (昭和四十七年九月三〇日政令第三五九号)

この政令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和四十八年九月二五号政令第二六四号)

抄

1 この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。
一 第一条及び第四条の規定 昭和四十八年十月一日
二 第二条及び第五条の規定 昭和四十八年十一月一日

附則 (昭和四十八年九月二九日政令第二八五号)

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、次項から附則第十八項までの規定は、昭和四十九年四月一日から施行する。
(更新加入者に対する長期給付に関する経過措置についての技術的読替え)
2 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(以下「昭和四十八年改正法」という。)附則第十一項の規定により、更新加入者(昭和四十八年改正法附則第十項に規定する更新加入者をいう。以下同じ。)に対する長期給付に関する経過措置について私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(以下「昭和三十六年改正法」という。)附則第十七項の規定を準用する場合においては、同項中「及び額の改定については同法第六條第二項及び第八條の規定を、施行日以後における更新加入者の職務傷病による障害共済年金及び遺族共済年金に関する規定の適用については同法第十六條及び第十七條の規定を、更新加入者に係る旧法の規定による遺族年金の失権については同法第十九條」とあるのは、「二については同法第六條第二項」と読み替えるものとする。

3 昭和四十八年改正法附則第十一項の規定により、更新加入者に対する長期給付に関する経過措置について、前項の規定により読み替えられる昭和三十六年改正法附則第十七項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)以下「国共法」という。)の次の表の上欄に掲げる規定を準用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六條 更新加入者(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金)	更新加入者(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金)
金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百十号)以下「昭和四十八年改正法」という。)附則第十項に規定する更新加入者をいう。以下同じ。	金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百十号)以下「昭和四十八年改正法」という。)附則第十項に規定する更新加入者をいう。以下同じ。
前項ただし私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百二十九号)以下「昭和三十六年改正法」という。)第一条の規定による改正前の定する私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)以下「私学職年金及の旧法」という。)第二十五条の七において準用する旧法	前項ただし私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百二十九号)以下「昭和三十六年改正法」という。)第一条の規定による改正前の定する私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)以下「私学職年金及の旧法」という。)第二十五条の七において準用する旧法

第十四条旧法等 第三項	更新組合更新加入者で 員	私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号）第七條の規定による改正前の私学の旧法第二十五條の二において準用する旧法
	更新組合更新加入者 員	第一項に退職共済年金（更新加入者であつて、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第二十八條の規定による改正前の昭和三十六年退職共済改正法附則第十項若しくは第十一項に規定する更新組合員であつたもの又はその額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものに係るものに限る。）
第十五条旧法等 第三項	更新組合更新加入者 員	私立学校教職員共済法第二十五條において準用する新法
	更新組合更新加入者 員	私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律第七條の規定による改正前の私学の旧法第二十五條の二において準用する旧法

（旧法の規定による退職一時金を返還する場合の利率等）

4 準用国共済施行法（昭和四十八年改正法附則第十一項（昭和四十八年改正法附則第十二項において準用する場合を含む。）において準用する昭和三十六年改正法附則第十七項の規定により準用される国共済施行法をいう。以下この項において同じ。）第十四條第三項において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「国共済法」という。）附則第十二條の十二、第十四項及び準用国共済施行法第十五條第三項において準用する国共済法附則第十二條の十三後段において準用する国共済法附則第十二條の十四、第十四項に規定する利率は、年四・一パーセント（昭和三十六年改正法による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による退職一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から平成三年三月までの期間については年五・五パーセント、平成三年四月から平成十七年三月までの期間については年四・一パーセント、平成十七年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、平成十八年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、平成十九年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十年四月から平成二十一年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年二・二パーセント、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年三・九パーセント、平成三〇年四月から平成三一年三月までの期間については年三・六パーセント、平成三一年四月から平成三二年三月までの期間については年四・一パーセント）とする。

5 昭和四十八年改正法附則第十一項（昭和四十八年改正法附則第十二項の規定により準用される場合を含む。）において準用する昭和三十六年改正法附則第十七項の規定により準用される国共済施行法第十四條第三項若しくは第十五條第三項において準用する国共済法附則第十二條の十二、第一項又は第十二條の十三前段の規定により返還すべき金額の返還については、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第七條の三第二項の規定を準用する。

6 前項の規定は、昭和四十八年改正法附則第十項（昭和四十八年改正法附則第十二項において準用する場合を含む。）において準用する昭和三十六年改正法附則第十二項又は第十三項の規定により納付すべき金額の納付について準用する。

7 更新加入者に対する退職共済年金に関する経過措置
更新加入者（昭和三十六年改正法附則第四項に規定する旧長期組合員であつた更新加入者で加入者期間が二十年以上であるもの又は日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第二十八條の規定による改正前の昭和三十六年改正法附則第十項若しくは第十一項に規定する更新組合員であつた更新加入者に限る。）に係る退職共済年金については、昭和三十六年改正法附則第十四項から第十六項までの規定を準用する。

8 再就職者に関する経過措置
昭和四十八年改正法附則第十二項の規定により、更新加入者であつた者で再び加入者となつたもの及び日本私立学校振興・共済事業団法附則第三十條の規定による改正前の昭和四十八年改正法附則第十項に規定する更新組合員であつた者で加入者となつたものについて、昭和三十六年改正法附則第十七項の規定により準用される国共済施行法の規定を準用する場合には、附則第三項の表の上欄に掲げる国共済施行法の規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

9 附則第七項の規定は、前項に規定する者について準用する。

附則（昭和四十八年一〇月一日政令第二八八号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十九年三月二九日政令第七〇号）
この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附則（昭和四十九年六月二七日政令第二二七号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十九年八月三一日政令第三〇七号）
（施行期日）
この政令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

1 この政令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

2 昭和四十八年四月以後に給付事由が生じた退職年金等の額に関する経過措置
第三條の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（以下「沖繩復帰政令」という。）第三十四條第一項において準用する私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）附則第八項及び第九項の規定並びに第四條の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第二百八十五号）附則第八項の規定は、昭和四十八年四月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付については、昭和四十九年九月分以後適用する。この場合において、第三條の規定による改正後の沖繩復帰政令第三十四條第一項において準用する昭和三十六年改正法附則第八項第一号中「二百九十四万円」とあるのは、「二百六十四万円（昭和四十八年九月三十日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、二百二十二万円）」と読み替へるものとする。

3 昭和四十八年三月以前に給付事由が生じた退職年金等の額に関する経過措置
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第九項及び前項に規定する規定は、昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付についても、昭和四十九年九月分以後適用する。この場合において、これらの規定による年金の額の算定の基礎となる平均標準給与の金額又は旧法の平均標準給与の仮定金額は、それぞれ昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）第二條の六の規定により、同条に規定する年金の額を改定するものとした場合における年金の額の算定の基礎となる平均標準給与の金額又は旧法の平均標準給与の仮定金額とする。

附則（昭和五〇年七月二九日政令第二三三号） 抄

1 (施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年十一月二〇日政令第三三三三号) 抄

1 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令(昭和三十六年政令第四百十二号)附則第五項の表第二十二條第三項の項及び第三十一條の二の項、同令附則第六項、第七項、第八項、第十四項の表第三十一條の二の項並びに同令附則第十五項の規定、第二條の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三十五條の表第三十一條の二の項、第三十五條の二、第三十五條の三並びに第三十六條第二項及び同令第五項の表第三十一條の二の項の規定並びに第三十三條の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令(昭和四十八年政令第二百八十五号)附則第六項の表第二十二條第三項の項、第三十一條第三項の項及び第三十一條の二の項、同令附則第九項、第十項、第十五項の表第三十一條の二の項並びに同令附則第十六項の規定は、この政令の施行前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。

附則 (昭和五一年六月三〇日政令第一八三三号)
(施行期日)
1 この政令は、昭和五十一年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済組合法施行令第十条の九の次に一条を加える改正規定は、昭和五十一年八月一日から施行する。
(任意継続掛金に関する経過措置)
2 第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令(以下「改正後の施行令」という。)第十条の十二第二項及び第三項の規定は、昭和五十一年七月分以後の任意継続掛金について適用し、同年六月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。
3 昭和五十一年七月から昭和五十二年三月までの各月について徴収すべき任意継続掛金に係る改正後の施行令第十条の十二第二項第二号の規定の適用については、同号中「一月一日」とあるのは、「四月一日」とする。
4 改正後の施行令第十条の十三第一項の規定は、施行日以後に任意継続組合員となつた者について適用し、施行日前に任意継続組合員となつた者については、なお従前の例による。
(再就職者等に関する経過措置)
5 施行日から昭和五十一年七月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令附則第九項中「第三十二條の四」とあるのは、「第三十二條の三」と、第四條の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三十五條中、「第三十二條の三第一項並びに第三十二條の四」とあるのは、「並びに第三十二條の三第一項」と、第五條の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令附則第五項及び第十一項中「第三十二條の四まで」とあるのは、「第三十二條の三まで」と、第三十二條の三第一項及び第三十二條の四」とあるのは、「及び第三十二條の三第一項」とする。

附則 (昭和五一年九月三〇日政令第二六二二号)
(施行期日)
1 この政令は、昭和五十一年十月一日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令第十条の十六の規定は、昭和五十一年七月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に私立学校教職員共済組合法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第二百六條の五第二項に規定する任意継続組合員の資格を喪失した者についても、適用する。

附則 (昭和五二年六月七日政令第一七九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

1 (施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五二年六月七日政令第一八四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五二年六月七日政令第一八六号)
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令附則第八項から第三十一項までの規定、第二條の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律施行令第一条の規定並びに第三條の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三十四條第三項、第三十八條の二及び第三十八條の三の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
3 第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令附則第八項から第三十一項までの規定並びに第三條の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三十四條第三項、第三十八條の二及び第三十八條の三の規定は、昭和五十二年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。

附則 (昭和五三年五月三十一日政令第二一五号)
(施行期日)
この政令は、昭和五十三年六月一日から施行する。
附則 (昭和五三年六月一日政令第二二三号)
(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年二月二八日政令第三一五号) 抄
(施行期日等)
1 この政令は、昭和五十五年一月一日から施行する。
附則 (昭和五五年六月三〇日政令第一九〇号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、昭和五十五年七月一日から施行する。

(減額退職年金の額の改定に関する経過措置)
2 改正後の私立学校教職員共済組合法施行令第十条の八の規定は、この政令の施行の日以後に退職年金を受ける権利を有することとなつた者の退職年金に係る減額退職年金について適用し、同日前に退職年金を受ける権利を有することとなつた者の退職年金に係る減額退職年金については、なお従前の例による。

附則 (昭和五六年二月二日政令第一四号)
(施行期日)
この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十六年三月一日)から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行令第七十四條の次に六條及び一章を加える改正規定(同令第七十八條及び第四條に定める部分を除く。)、第三條中船員保険法施行令第三條の二の次に四條を加える改正規定(同令第三章に定める部分を除く。)、及び同令第四條の六の次に二條を加える改正規定、第四條中国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の次に四條を加える改正規定(同令第十一條の三の次に定める部分を除く。)、第五條中公共企業体職員等共済組合法施行令第一条の二の五の前に三條を加える改正規定及び同令第四條の八第二項の改正規定、第六條中地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の二の次に四條を加える改正規定(同令第二十三條の三に係る部分を除く。)、並びに第七條の規定(私立学校教職員共済組合法施行令第十条の五の改正規定を除く。)、は、同年四月一日から施行する。

附則 (昭和五六年四月二二日政令第一三五号)
(施行期日)
この政令は、昭和五十六年五月一日から施行する。
附則 (昭和五六年五月三〇日政令第一九九号)
(施行期日等)
1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第十条の十六及び第十條の十八第三項から第六項までの規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

1 (施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

(給付の制限に関する経過措置)
2 改正後の第十条の十八第三項の規定は、昭和五十六年三月三十一日において改正前の第十条の十六第一項又は第二項の規定により行われていた給付の制限についても、適用する。ただし、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)附則第十二項の規定の適用を受けた同年三月分以前の給付について行われた改正前の第十条の十六第一項又は第二項の規定による給付の制限については、なお従前の例による。

3 前項本文の場合において、昭和五十六年三月分以前の給付について改正後の第十条の十八第三項の規定を適用したとするならば同年三月において当該給付の制限に係る月数が同項の規定による六十月を超えることとなる者については、当該給付の制限に係る月数は同年三月において当該六十月に達したものとみなして、同項の規定を適用する。

附則 (昭和五十七年一月七日政令第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十二年四月以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十三号)第四条の規定の施行の日(昭和五十七年四月一日)から施行する。

附則 (昭和五十七年九月二十五日政令第二六四号)

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和五十八年一月二日政令第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、老人保健法の施行の日(昭和五十八年二月一日)から施行する。

附則 (昭和五十九年三月一七日政令第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年四月一日)から施行する。

附則 (昭和五十九年九月七日政令第二六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年十月一日)から施行する。

附則 (任意継続被保険者の保険料等の前納に係る経過措置)

第三条 この政令の施行の日の前日において、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二十条又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十九条ノ三の規定による被保険者の資格を有する者は、この政令による改正後の健康保険法施行令第八十一条本文又は船員保険法施行令第七十七条第一項本文の規定にかかわらず、昭和五十九年十一月から昭和六十年三月までの期間について健康保険法第七十九条ノ二第一項又は船員保険法第六十二条ノ三第一項の規定による保険料の前納を行うことができる。

2 この政令の施行の日の前日において、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十六条の五第二項(私立学校教職員共済組合法(昭和二十八法律第二百四十五号)第二十五条第一項において準用する場合を含む。)、又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員の資格を有する者は、この政令による改正後の国家公務員等共済組合法施行令第五十三条本文、地方公務員等共済組合法施行令第四十九条の二本文又は私立学校教職員共済組合法施行令第十条の二十二本文の規定にかかわらず、昭和五十九年十一月から昭和六十年三月までの期間について国家公務員等共済組合法第二百二十六条の五第三項(私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する場合を含む。)、又は地方公務員等共済組合法第四百四十四条の二第三項の規定による任意継続掛金の前納を行うことができる。

附則 (昭和五十九年度の日雇拋出金の納期)
第四条 昭和五十九年度の日雇拋出金の納期は、昭和六十年三月三十一日とする。

2 前項の納期に納付すべき日雇拋出金の額は、健康保険法第七十九条ノ十の規定による当該年度の日雇拋出金の額とする。

附則 (昭和六〇年三月三〇日政令第七一号)

この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

1 この政令の施行の日前に出産し又は死亡した組合員若しくは組合員であつた者又は被扶養者に係る私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する国家公務員等共済組合法第六十一条第一項若しくは第三項又は第六十三条第一項若しくは第三項の規定による出産費若しくは配偶者出産費又は埋葬料若しくは家族埋葬料(私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する国家公務員等共済組合法第六十三条第二項又は第六十四条第一項の規定による給付を含む。)の額については、なお従前の例による。

附則 (昭和六〇年一月二日政令第三一七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四十二条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附則 (昭和六一年三月三十一日政令第六六号)

(施行期日)

1 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(施行日)に引き続く組合員期間に係る平均標準給付月額(昭和六十一年法律第六六号)以下「昭和六十年改正法」という。附則第四条第一項第一号に規定する政令で定める者は、昭和六十一年四月一日以後に組合員となつた者で、同年五月から昭和六十一年三月までの間において標準給付の月額が上位の等級に改定されたもの及び同日から昭和六十一年改正法の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において標準給付の月額とされた給付月額が四十六万五千円以上であることにより四十六万円を標準給付の月額とされた期間(以下「標準給付上限該当期間」という。)を有するものとする。

2 昭和六十一年改正法附則第四条第一項第一号に規定する政令で定める額は、昭和六十一年四月一日から昭和六十一年三月までの間における各月の標準給付の月額に加える額については、当該各月の標準給付の月額に、附則別表第一の上欄に掲げる組合員期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とし、同年四月以後の各月の標準給付の月額に加える額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

1 昭和六十一年五月から昭和六十一年三月までの間において標準給付の月額が上位の等級に改定された場合(第三号に該当する場合を除く。)、当該上位の等級に改定された月前の各月につき当該改定された月以後の標準給付の月額に相当する額から当該改定された月前の標準給付の月額に相当する額を控除して得た額

2 昭和六十一年四月から昭和六十一年三月までの間において標準給付上限該当期間を有する場合

合 当該標準給付上限該当期間の各月につき一万円

3 昭和六十一年五月から昭和六十一年三月までの間において標準給付の月額を四十六万円に改定された場合、当該改定された月前の各月につき四十七万円から当該改定された月前の標準給付の月額に相当する額を控除して得た額

4 昭和六十一年改正法附則第四条第一項第一号に規定する政令で定める比率は、附則別表第二の上欄に掲げる施行日までに引き続き組合員期間の年数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる比率とする。

5 昭和六十一年改正法附則第四条第一項第二号に規定する政令で定める期間は、附則別表第三の上欄に掲げる期間とし、同号に規定する政令で定める率は、当該期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

(施行日)に引き続く組合員期間に係る平均標準給付月額の計算)

6 昭和六十年改正法附則第四条第二項に規定する政令で定める者は、昭和六十年四月一日以後に退職した者で、同年五月から退職した日の属する月までの間において標準給与の月額が上位の等級に改定されたもの及び同年四月一日から退職した日までの間において標準給与と上限該期間を有するものとする。

7 昭和六十年改正法附則第四条第二項に規定する政令で定めるところにより改定した額は、昭和六十年三月三十一日以前に退職した者については、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた通算退職年金（昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「旧法」という。）の規定による通算退職年金をいう。以下同じ。）の額（同日において通算退職年金を受ける権利を有していなかった者にあつては、当該退職時に通算退職年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されるべきであつた通算退職年金の額。以下この項において同じ。）の算定の基礎となつて旧法第二十三条に規定する平均標準給与の月額（以下「旧平均標準給与」という。）に十二を乗じて得た額に、その額が附則別表第四の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じて、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額（同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額とし、その額が五百六十四万円を超えるときは、五百六十四万円を限度とする。）を十二で除して得た金額とし、前項に規定する者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 昭和六十年五月から昭和六十一年三月までの間において標準給与の月額が上位の等級に改定された者（第三号に該当する者を除く。）その者の通算退職年金の算定の基礎となつて旧平均標準給与の月額（以下「旧平均標準給与」という。）の額のうち、当該改定された月以前の各月の標準給与の月額については、その額に附則第三項第一号の規定の例により算定した額を加えた額を当該各月の標準給与の月額とみなし、当該改定された各月の標準給与の月額と当該改定された月以後の各月の標準給与の月額を基礎として旧法第二十三条の規定の例により算定した旧平均標準給与の月額に相当する額

二 昭和六十年四月から昭和六十一年三月までの間において標準給与と上限該期間を有する者（次号に該当する者を除く。）その者の通算退職年金の算定の基礎となつて旧平均標準給与の月額（以下「旧平均標準給与」という。）の額のうち、当該標準給与と上限該期間における各月の標準給与の月額については、その額に附則第三項第二号に掲げる額を加えた額を当該各月の標準給与の月額とみなし、当該改定された各月の標準給与の月額と当該改定された月以前の各月の標準給与の月額を基礎として旧法第二十三条の規定の例により算定した旧平均標準給与の月額に相当する額

三 昭和六十年五月から昭和六十一年三月までの間において標準給与の月額を基礎とする給与月額が四十六万五千円以上であることにより標準給与の月額を四十六万円に改定された者その者の通算退職年金の算定の基礎となつて旧平均標準給与の月額を基礎となつた標準給与の月額のうち、標準給与と上限該期間における各月の標準給与の月額については、その額に附則第三項第二号に掲げる額を加えた額を当該各月の標準給与の月額とみなし、当該改定された月以前の各月の標準給与の月額については、その額に附則第三項第三号の規定の例により算定した額を加えた額を当該各月の標準給与の月額とみなし、これらのみなされた各月の標準給与の月額とこれらのみなされた各月の標準給与の月額以外の各月の標準給与の月額を基礎として旧法第二十三条の規定の例により算定した旧平均標準給与の月額に相当する額

8 昭和六十年改正法附則第四条第二項に規定する昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第四項の五年換算率を参酌して政令で定める比率は、附則別表第五の上欄に掲げる組合員期間の年数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる比率とする。

9 昭和六十年改正法附則第四条の規定により施行日以前の組合員期間のうち昭和六十年改正法第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）附則第八項第一号又は第二号に掲げる期間（旧法による年金の基礎となつて期間を除く。）で昭和三十六年改正法の施行の日引き続か

ないもの（以下この項において「旧長期組合員期間」という。）に係る平均標準給与月額（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十三条に規定する平均標準給与月額をいう。以下同じ。）を計算する場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 昭和三十六年改正法の施行の日から施行日の前日までの間に組合員であつた期間を有しない者について旧長期組合員期間に係る平均標準給与月額を計算する場合 施行日以後に加入者となつた日の属する月から当該加入者となつた日から起算して一年を経過する日の属する月の前月（月の初日に加入者となつた者については当該一年を経過する日の属する月とし、当該加入者となつた日から起算して一年を経過する日の属する月の前月までの間に退職したとき、又は障害共済年金若しくは遺族共済年金の給付事由が生じたときは、当該退職の日又は当該給付事由が生じた日の属する月とする。）までの間の加入者であつた期間における各月の標準給与の月額を平均した額を、旧長期組合員期間に係る昭和六十年改正法附則第四条第二項に規定する通算退職年金の算定の基礎となつて旧平均標準給与月額とみなして、同項の規定を適用する。

二 昭和三十六年改正法の施行の日から施行日の前日までの間に組合員であつた期間を有する者（当該期間内に退職した者を除く。）について旧長期組合員期間に係る平均標準給与月額を計算する場合 昭和六十年改正法附則第四条第一項中「について施行日まで引き続く組合員期間」とあるのは、「について施行日まで引き続く組合員期間（私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号）附則第九項に規定する旧長期組合員期間を含む。）」と、附則第四項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（附則第九項第二号に規定する者の組合員期間については、同項に規定する旧長期組合員期間を含む。）」として、これらの規定を適用する。この場合においては、昭和六十年改正法附則第四条第二項の規定は、適用しない。

三 昭和三十六年改正法の施行の日から施行日の前日までの間に組合員であつた期間を有する者であつて、当該期間内に退職したものについて旧長期組合員期間に係る平均標準給与月額を計算する場合 昭和六十年改正法附則第四条第二項中「その施行日以前の退職」とあるのは「その施行日以前の退職（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。以下この項において「昭和三十六年改正法」という。）の施行の日以後の退職に限る。以下この項において同じ。）」と、「当該退職に係る組合員期間」とあるのは「当該退職に係る組合員期間（昭和三十六年改正法の施行の日以後最初の退職に係る組合員期間については、私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第九項に規定する旧長期組合員期間を含む。）」と、附則第八項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（次項第三号に規定する者の昭和六十年改正法第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）の施行の日以後最初の退職に係る組合員期間については、同項に規定する旧長期組合員期間を含む。）」として、これらの規定を適用する。

10 昭和六十年改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により施行日以前の組合員期間に係る標準給与の月額を計算する場合において、その計算して得た額が四十七万円を超えるときは、四十七万円をもつて、標準給与の月額とする。

11 旧法の規定による退職年金、減額退職年金又は障害年金の受給権者について当該年金の額の算定の基礎となつて旧組合員期間の各月における標準給与の月額を計算する場合には、当該年金の額の算定の基礎となつて旧平均標準給与の月額（旧法第二十三条に規定する平均標準給与の月額をいう。）を十二で除して得た額を昭和六十年改正法附則第四条第二項に規定する旧平均標準給与の月額と、当該年金の額の算定の基礎となつて旧組合員期間を同項に規定する退職に係る組合員期間とみなす。

12 昭和六十年改正法附則第四条第一項第二号の規定の適用については、同号中「組合員期間」とあるのは、昭和三十六年改正法附則第四項第二号に規定する恩給財団における従前の例による者

であつた期間を有する者にあつては「組合員期間（昭和三十七年一月一日以後の組合員期間に限る。）と、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第九十六条第二項の規定により組合員期間とみなされる期間を有する者にあつては「組合員期間（昭和四十五年一月一日以後の組合員期間に限る。）とする。」とする。

13 昭和六十年改正法附則第六条第一項第一号に規定する政令で定める部分は、附則第十五項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該年度において当該給付として支給した額の総額に、当該年度における当該給付に係る国庫補助対象額算定率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を合算した額に相当する額とする。

14 前項の国庫補助対象額算定率は、次項第一号から第四号まで、第六号から第十号まで、第十二号から第十九号まで及び第二十一号に掲げる給付に係るものにあつては、当該年度の九月三十日における当該給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に係る額のうち国庫補助の対象となる部分の額の合算額を当該給付の総額で除して得た率とし、同項第五号、第十一号及び第二十号に掲げる給付に係るものにあつては、当該年度の十月一日前一年間に支給された当該給付の額のうち国庫補助の対象となる部分の額の合算額を当該期間に支給された当該給付の総額で除して得た率とする。

15 前項の国庫補助の対象となる部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第四十二条の規定による老齢厚生年金（第一三三号に掲げるものを除く。）当該老齢厚生年金（第四号厚生年金被保険者（同法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）である間に支給されるものを除く。）の額の算定の基礎となつてゐる第四号厚生年金被保険者期間（同号に規定する第四号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）を基礎として同法附則第九条の二第二項の規定の例により算定した額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて六十五歳以上である者を計算の基礎とする同法第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下「老齢厚生年金の加給年金額」という。）が支給されている場合にあつては、当該老齢厚生年金の加給年金額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

二 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（当該老齢厚生年金（第四号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。）の額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて六十五歳以上である者を計算の基礎とする老齢厚生年金の加給年金額が支給されている場合にあつては、当該老齢厚生年金の加給年金額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

三 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）をいう。以下同じ。）附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金（当該老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき以後に支給する老齢厚生年金を含む。）当該老齢厚生年金（第四号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。）の額（六十五歳に達したとき以後に支給する老齢厚生年金にあつては、同条第二項の規定の例により算定するものとした場合の額）（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて六十五歳以上である者を計算の基礎とする老齢厚生年金の加給年金額が支給されている場合にあつては、当該老齢厚生年金の加給年金額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

四 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（当該障害厚生年金の額（当該障害厚生年金の受給権者の配偶者であつて六十五歳以上である者を計算の基礎とする同法第五十条の二第一項に規定する加給年金額（以下「障害厚生年金の加給年金額」という。）が支給されている場合にあつては、当該障害厚生年金の加給年金額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

五 厚生年金保険法の規定による障害手当金（当該障害手当金の額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

六 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（当該遺族厚生年金の額（当該遺族厚生年金が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）以下「国民年金等経過措置政令」という。）第五十八条第三項第十二号に規定する遺族厚生年金であつて、同号に規定する配偶者に支給されるものである場合にあつては、国民年金等経過措置政令第五十六条第三項第四号二に規定する老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

七 改正前準用国共済法（改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）第七十六条の規定により支給する退職共済年金（第九号に掲げるものを除く。）当該退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる加入者期間を基礎としてなお効力を有する改正前準用国共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法をいう。以下同じ。）附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した額（当該退職共済年金の受給権者の配偶者であつて六十五歳以上である者を計算の基礎とするなお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額（以下「退職共済年金の加給年金額」という。）が支給されている場合にあつては、当該退職共済年金の加給年金額に相当する額を控除した額とする。）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

八 改正前準用国共済法附則第十二条の三の規定により支給する退職共済年金（当該退職共済年金（加入者である間に支給されるものを除く。）の額（当該退職共済年金の受給権者の配偶者であつて六十五歳以上である者を計算の基礎とする退職共済年金の加給年金額が支給されている場合にあつては、当該退職共済年金の加給年金額に相当する額を控除した額とする。）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

九 改正前準用国共済法附則第十二条の八第一項又は第二項の規定により支給する退職共済年金（当該退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したとき以後に支給する退職共済年金を含む。）当該退職共済年金（六十五歳未満の加入者である間に支給されるものを除く。）の額（六十五歳に達したとき以後に支給する退職共済年金にあつては、なお効力を有する改正前準用国共済法附則第十二条の八第三項及び第四項の規定の例により算定するものとした場合の額）（当該退職共済年金の受給権者の配偶者であつて六十五歳以上である者を計算の基礎とする退職共済年金の加給年金額が支給されている場合にあつては、当該退職共済年金の加給年金額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十 改正前私学共済法の規定による障害共済年金（当該障害共済年金の額（当該障害共済年金の受給権者の配偶者であつて六十五歳以上である者を計算の基礎とするなお効力を有する改正前準用国共済法第八十三条第一項に規定する加給年金額（以下「障害共済年金の加給年金額」という。）が支給されている場合にあつては、当該障害共済年金の加給年金額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十一 改正前私学共済法の規定による障害一時金（当該障害一時金の額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十二 改正前私学共済法の規定による遺族共済年金（当該遺族共済年金の額（当該遺族共済年金が国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第九号に規定する遺族共済年金であつて、同号に規定する配偶者に支給されるものである場合にあつては、国民年金等経過措置政令第五十六条第三項第四号二に規定する老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十三 平成二十四年一元化法附則第七十八條第三項に規定する給付のうち死亡を給付事由とするもの 当該給付の額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十四 退職年金(旧法の規定による退職年金をいう。以下同じ。) 当該退職年金(私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五五号。以下「昭和六十年国の改正法」という。))附則第三十六條第一項の規定により支給の停止が行われないこととされたものを除く。の額から国民年金等経過措置政令第五十八條第三項第一号ハに掲げる額を同号ハに規定する退職年金の受給権者の人数で除して得た額を控除した額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十五 減額退職年金(旧法の規定による減額退職年金をいう。以下同じ。) 当該減額退職年金(私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国の改正法附則第三十九條において準用する昭和六十年国の改正法附則第三十六條第一項の規定により支給の停止が行われないこととされたものを除く。の額から国民年金等経過措置政令第五十八條第三項第二号ロに掲げる額を同号ロに規定する減額退職年金の受給権者の人数で除して得た額を控除した額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十六 通算退職年金 当該通算退職年金の額(その額が私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定により国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十六号。以下「国共済経過措置政令」という。))第六十條の規定の例によることとされる通算退職年金については、国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和六十一年政令第五十三号)第五條の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第八十八号)第十九條において「旧厚生省関係沖繩特別措置政令」という。第五十二條第一項第二号に掲げる額を控除した額)に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十七 障害年金(旧法の規定による障害年金をいう。以下同じ。) 次のイ又はロに掲げる障害年金の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ 昭和三十六年四月一日以後に給付事由が生じた障害年金で旧法第二十五條第一項において準用する昭和六十年国の改正法第一條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「国の旧法」という。)による障害等級の二級又は三級に該当する者に支給されるもの 当該障害年金の額から国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第三十三條第一項に規定する障害基礎年金の額(旧法第二十五條第一項において準用する国の旧法による障害等級の一級に該当する者に支給される障害年金にあつては、国民年金法第三十三條第二項に規定する障害基礎年金の額)に相当する額並びに国民年金等経過措置政令第五十八條第三項第四号ロ及びハに掲げる額を同号ハに規定する障害年金の受給権者の人数で除して得た額に相当する額の合算額を控除した額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

ロ イに掲げる障害年金以外の障害年金 当該障害年金の額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十八 遺族年金(旧法の規定による遺族年金をいう。以下同じ。) 次のイからホまでに掲げる遺族年金の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額
イ 昭和三十六年四月一日以後に給付事由が生じた遺族年金で遺族である妻に支給されるもの(二十歳未満の遺族である子がいる場合の当該遺族年金に限る。)) 当該遺族年金の額から国民年金法第三十八條に規定する遺族基礎年金の額に相当する額及び私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる国共済経過措置政令第四十七條に規定する扶養加給額(ハにおいて「扶養加給額」という。))に相当する額の合算額を控除した額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

ロ 昭和三十六年四月一日以後に給付事由が生じた遺族年金で二十歳未満の遺族である子に支給されるもの(当該遺族年金の受給権者である二十歳未満の遺族である子が他にいない場合の当該遺族年金に限る。)) 当該遺族年金の額から国民年金法第三十八條に規定する遺族基礎年金の額に相当する額を控除した額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

ハ 昭和三十六年四月一日以後に給付事由が生じた遺族年金で二十歳未満の遺族である子に支給されるもの(ロに掲げる遺族年金を除く。)) 当該遺族年金の額から国民年金法第三十八條に規定する遺族基礎年金の額に相当する額及び扶養加給額に相当する額の合算額を控除した額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

ニ 昭和三十六年四月一日以後に給付事由が生じた遺族年金のうち、国民年金等経過措置政令第五十八條第三項第五号ニに規定する遺族年金で同号ニに規定する配偶者に支給されるもの(イに掲げる遺族年金を除く。)) 当該遺族年金の額から国民年金等経過措置政令第五十六條第三項第四号ニに規定する老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除した額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

ホ イからニまでに掲げる遺族年金以外の遺族年金 当該遺族年金の額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

十九 通算遺族年金(旧法の規定による通算遺族年金をいう。以下同じ。) 当該通算遺族年金の額(その額が私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定により国共済経過措置政令第六十條の規定の例によることとされる通算退職年金の額の百分の五十に相当する額とされる通算遺族年金については、旧厚生省関係沖繩特別措置政令第五十二條第一項第二号に掲げる額の百分の五十に相当する額を控除した額)に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

二十 私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国の改正法附則第六十一條の規定によりなお従前の例により支給される脱退一時金その他の一時金である給付(改正前私学共済法の規定による障害一時金及び脱退一時金を除く。)) その額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

二十一 恩給財団年金等(日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。))が私立学校教職員共済法附則第十一項及び日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)附則第五條第一項の規定により権利義務を承継したことにより支給すべき義務を負う旧財団法人私学恩給財団の年金(次項において「恩給財団年金」という。))並びに昭和三十六年改正法による改正前の私立学校教職員共済組合法附則第二十項の規定により恩給財団における従前の例によることとされた年金をいう。)) 当該恩給財団年金等の額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

二十二 前項第一号から第六号までに掲げる給付 第四号厚生年金被保険者期間
二十三 恩給財団年金 私立学校教職員共済法附則第十四項に規定する恩給財団の加入教職員であつた期間
二十四 事業団が支給する厚生年金保険法による保険給付のうち二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金若しくは障害手当金又は遺族厚生年金(同法第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。))の支給に要する費用について昭和六十年改正法附則第六條第一項第一号に規定する昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付等に要する費用として政令で定める部分に相当する額を計算する場合においては、当該長期給付等の額の計算の基礎となつた厚生年金保険法第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間、同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間を、当該長期給付等の額の計算の基礎となつた第四号厚生年金被保険者期間とみなして、附則第十三項から前項までの規定を適用する。
二十五 昭和六十年改正法附則第六條第一項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十八(財源調整のため必要がある場合においては、百分の十八に、百分の二以内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める割合を加えた割合)とする。

二十六 (旧国民年金法による老齢年金の額に相当する部分に係る国が補助する部分)
二十七 昭和六十年改正法附則第六條第一項第二号に規定する政令で定める部分は、附則第二十一項各号に掲げる年金ごとに、それぞれ当該年度において当該年金として支給した額の総額に当該年度

附則第十四条第二項	第八号から第十一号まで	第十七号
附則第十四条第三項	旧施行法	私学共済改正法第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（以下「旧昭和三十年改正法」という。）附則、昭和六十一年改正政令第三条の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（以下「旧沖繩特別措置令」という。）
附則第十四条第四項	旧施行法	旧昭和三十六年改正法附則、旧沖繩特別措置令
附則第十八条	昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が旧私学共済法第二十五条の三第二項の規定による退職一時金を除く。）	旧昭和三十六年改正法による改正前の旧私学共済法の規定による退職一時金（旧昭和三十六年改正法による改正前の附則第六十二条第一項において「昭和五十四年改正前の旧公体共済法」という。）第五十四条第五項の規定による退職一時金
附則第二十条第一項	旧施行法第十一条	第十二条の十三並びに新昭和三十六年改正法附則第十七項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第十四条第三項及び第十五条第三項
附則第二十条の三	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則一（以下「旧昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金（私学共済改正法第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）附則第四項に規定する旧法の規定による年金を除く。）	新沖繩特別措置令第三十五条 旧私学共済法、旧昭和三十六年改正法附則、私学共済改正法第三条の規定による改正前の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四百号。以下「旧昭和四十八年改正法」という。）附則及び旧沖繩特別措置令
附則第二十条第二項	旧共済法による年金	旧私学共済法による年金
附則第二十条第三項	遺族厚生年金	遺族厚生年金又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定による遺族共済年金のうち、第一項若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたもの
附則第三十条第二項	施行法第十三条	新沖繩特別措置令第三十五条の三
附則第三十条第三項	施行法第十一条の規定並びに附則第九条及び第十五条	新沖繩特別措置令第三十五条の規定並びに私学共済改正法附則第四条及び附則第十五条
附則第三十条第四項	施行法第十一条の規定並びに附則第九条、第十五条及び第十七条	新沖繩特別措置令第三十五条の規定並びに私学共済改正法附則第四条並びに附則第十五条及び第十七条
附則第四十条第一項	施行法第十二条の規定並びに附則第九条	並びに旧沖繩特別措置令の障害年金に 新沖繩特別措置令第三十五条の二並びに私学共済改正法附則第四条
附則第五十条第二項	控除期間等の期間を有する更新組合員等	更新加入者等（新昭和三十六年改正法附則第四項第五号に規定する更新加入者及び新昭和三十六年改正法附則第十八項各号に掲げる者並びに新沖繩特別措置令第三十四条に規定する更新加入者及び新沖繩特別措置令第三十七条第一項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）
附則第五十条第三項	控除期間等の期間	（以下「控除期間」という。）を有する更新加入者等
附則第五十条第四項	更新組合員等	更新加入者等
附則第五十条第五項	旧施行法第十一条の規定	更新加入者等
附則第五十条第六項	旧施行法第十一条第六項又は第七項の規定により当該退職年金	旧昭和三十六年改正法附則第八項の規定
附則第五十条第七項	旧施行法第十一条第六項又は第七項の規定による改定	改定
附則第五十条第八項	旧施行法第七号第一項第二号から第四号までの期間	旧昭和三十六年改正法附則第四項第一号に規定する旧長期組合員であつた
附則第五十条第九項	旧施行法第十六条	旧昭和三十六年改正法附則第十二項
附則第五十条第十項	旧施行法第十六条	旧昭和三十六年改正法附則第十二項
附則第五十条第十一項	旧施行法第十六条	旧昭和三十六年改正法附則第十二項

附則別表第三 (附則第五項関係)		率
昭和三十九年一月から昭和三十年三月まで	二一・三八	
昭和三十年四月から昭和三十一年三月まで	二〇・四二	
昭和三十一年四月から昭和三十二年五月まで	一九・六三	
昭和三十二年六月から昭和三十四年三月まで	一七・七八	
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一六・八一	
昭和三十五年四月から昭和三十六年十二月まで	一五・一〇	
昭和三十七年一月から昭和三十八年三月まで	一一・七四	
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	一〇・三九	
昭和三十九年四月から昭和四十年六月まで	九・三〇	
昭和四十年七月から昭和四十二年三月まで	七・七七	
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・九六	
昭和四十二年四月から昭和四十四年十月まで	六・二〇	
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	五・〇四	
昭和四十六年十月から昭和四十七年九月まで	四・一三	
昭和四十七年十月から昭和四十八年九月まで	三・五九	
昭和四十八年十月から昭和四十九年八月まで	二・九五	
昭和四十九年九月から昭和五十年七月まで	二・三二	
昭和五十年八月から昭和五十一年六月まで	一・九〇	
昭和五十一年七月から昭和五十二年三月まで	一・七〇	
昭和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	一・五七	
昭和五十二年四月から昭和五十四年三月まで	一・四四	
昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・三五	
昭和五十五年四月から昭和五十六年三月まで	一・二六	
昭和五十六年四月から昭和五十七年三月まで	一・一九	
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・一二	
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・〇八	
昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	一・〇四	
昭和六十年四月から昭和六十一年三月まで	一・〇〇	
金額の区分	率	金額
一、二〇〇、〇〇〇円未満	一・〇五三	
一、二〇〇、〇〇〇円以上五、三八八、一三六円未満	一・〇五一	二、四〇〇円
五、三八八、二三六円以上	一・〇〇〇	二七七、二〇〇円
附則別表第五 (附則第八項関係)	比率	
組合員期間の年数の区分	比率	
一年以下	一・〇〇〇	
一年を超え二年以下	〇・九八八	
二年を超え三年以下	〇・九六七	
三年を超え四年以下	〇・九五〇	
四年を超え五年以下	〇・九三六	
五年を超え六年以下	〇・九二六	
六年を超え七年以下	〇・九一八	

附則別表第六 (附則第二十一項関係)		率
七年を超え八年以下	〇・九一三	
八年を超え九年以下	〇・九一〇	
九年を超え十年以下	〇・九〇九	
十年を超え十一年以下	〇・九〇九	
十一年を超え十二年以下	〇・九一一	
十二年を超え十三年以下	〇・九一三	
十三年を超え十四年以下	〇・九一六	
十四年を超え十五年以下	〇・九一八	
十五年を超え十六年以下	〇・九二一	
十六年を超え十七年以下	〇・九二三	
十七年を超え十八年以下	〇・九二四	
十八年を超え十九年以下	〇・九二五	
十九年を超え二十年以下	〇・九二六	
二十年を超え二十一年以下	〇・九二七	
二十一年を超え二十二年以下	〇・九二八	
二十二年を超え二十三年以下	〇・九三〇	
二十三年を超え二十四年以下	〇・九三二	
二十四年を超え二十五年以下	〇・九三五	
二十五年を超え二十六年以下	〇・九三八	
二十六年を超え二十七年以下	〇・九四一	
二十七年を超え二十八年以下	〇・九四四	
二十八年を超え二十九年以下	〇・九四七	
二十九年を超え三十年以下	〇・九五〇	
三十年を超え三十二年以下	〇・九五三	
三十二年を超え三十四年以下	〇・九五六	
三十四年を超え三十五年以下	〇・九六〇	
三十五年を超え三十七年以下	〇・九六四	
三十七年を超え三十九年以下	〇・九七〇	
附則別表第六 (附則第二十一項関係)		
明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた者	五年	
明治四十四年四月二日から大正五年四月一日までの間に生まれた者	十年	
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年	
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年	
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年	
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年	
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年	
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年	
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年	
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年	
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年	
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年	
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年	
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年	
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年	

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年三月二日政令第四三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成十四年三月二日政令第九九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

2 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定により、平成十四年四月一日に私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の長期給付に関する規定の適用を受けることとなった者のうち、同日前から引き続き同法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができる加入者を使用する私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等の教職員等（同項に規定する教職員等をいう。）である者の同月の標準給与（同法第二十二條第一項に規定する標準給与をいう。以下同じ。）については、同法第二十二條第五項前段の規定にかかわらず、その者の平成十四年三月における仮定標準給与（第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行令附則第十項に規定する仮定標準給与をいう。）の基礎となつた給与月額を基礎としてこれを定める。

3 前項の規定によつて定められた標準給与は、私立学校教職員共済法第二十二條第五項の規定によつて定められた標準給与とみなして、同条第六項から第九項までの規定を適用する。

（六十五歳以上の加入者である間の退職共済年金の支給の停止の特例に関する経過措置）

4 退職共済年金の受給権者であつて、かつ、六十五歳以上である者に対する私立学校教職員共済法第二十五條の第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「同条第二項第一号中」とあるのは、「同条第二項中「次の各号」とあるのは、「次の各号」と、及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは、「前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分及び私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五五号）附則第十六條第一項に規定する加算額（以下この項において「経過的加算額」という。）に相当する部分に限り、支給の停止は行わないものとし、それ以外の期間については、退職共済年金の額のうち前条第四項の規定により加算される金額及び経過的加算額」と、「行わない」とあるのは、「行わないものとする」と、同項第一号中「及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは、「前条第四項の規定により加算される金額及び経過的加算額」と、とする。

（六十五歳以上の加入者である間の退職年金等の支給の停止の特例）

5 退職年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「昭和六十年改正前の法」という。）の規定による退職年金をいう。以下同じ。）の受給権者が六十五歳以上の加入者（私立学校教職員共済法第三十九條の規定により長期給付に関する規定の適用については退職したもののみならず、加入者を除く。以下同じ。）である間の支給の停止については、私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第三十六條第一項及び私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号）附則第二十三項の表附則第三十六條第一項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済法第二十五條の第二項の規定の例による。この場合において、同項中「同条第二項第一号中」とあるのは、「同条第二項中「次の各号」とあるのは、「次の各号」と、当該各号に定める金額に相当する部分、第七十八條第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは、「その算定の基礎となつた加入者期間を基礎として附則第十二條の四の第二項第一号の規定の例により算定した金額に相当する部分（以下この項において「基礎年金相当部分」という。）を、当該各号に定める金額に相当する部分

並びに第七十八條の規定及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五五号）附則第十七條の規定の例により算定した加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は行わないものとし、それ以外の期間については、退職年金の額のうち基礎年金相当部分」と、「行わない」とあるのは「行わないものとする」と、同項第一号中「退職共済年金の額（退職共済年金の職域加算額、第七十八條第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を除く。）」とあるのは「退職年金の額のうちその算定の基礎となつて加入者期間を基礎として附則第十二條の四の第二項第二号並びに沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六六号）第三十五條の規定並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六六号）附則第四條及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十五條の規定の例により算定した金額」と、

6 減額退職年金（昭和六十年改正前の法の規定による減額退職年金をいう。以下同じ。）の受給権者が六十五歳以上の加入者である間の支給の停止については、私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第三十九條において準用される昭和六十年国共済改正法附則第三十六條第一項及び私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第二十三項の表附則第三十六條第一項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済法第二十五條の第二項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「同条第二項第一号中」とあるのは、「同条第二項中「次の各号」とあるのは、「次の各号」と、当該各号に定める金額に相当する部分、第七十八條第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「その算定の基礎となつて加入者期間を基礎として附則第十二條の四の第二項第一号の規定の例により算定した金額に相当する部分（以下この項において「基礎年金相当部分」という。）を、当該各号に定める金額に相当する部分並びに第七十八條の規定及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五五号）附則第十七條の規定の例により算定した加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は行わないものとし、それ以外の期間については、減額退職年金の額のうち基礎年金相当部分」と、「行わない」とあるのは「行わないものとする」と、同項第一号中「退職共済年金の額（退職共済年金の職域加算額、第七十八條第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を除く。）」とあるのは「減額退職年金の額のうちその算定の基礎となつて加入者期間を基礎として附則第十二條の四の第二項第二号並びに沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六六号）第三十五條の規定並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六六号）附則第四條及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十五條の規定の例により算定した金額（当該減額退職年金の支給が開始されたとき）及び当該退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、同法附則第三十九條後段の規定により読み替えて準用される同法附則第三十六條第一項に規定する政令で定める金額を控除した金額」と、とする。

7 障害年金（昭和六十年改正前の法の規定による障害年金をいう。以下同じ。）の受給権者が六十五歳以上の加入者である間の支給の停止については、私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第四十四條第一項及び私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第二十三項の表附則第四十四條第一項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済法第二十五條の第二項の規定の例による。この場合において、同項中「同項第一号中」とあるのは、「同項第一号中「障害共済年金の額（障害共済年金の職域加算額及び第八十三條第一項に規定する加給年金額を除く。）」とあるのは「障害共済年金の額のうちその算定の基礎となつて加入者期間を基礎として第八十二條第一項第一号及び沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六

六号)第三十五条の二並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六号)附則第四条の規定の例により算定した金額(「と」とする。
 (加入者である間の退職年金等の支給の停止に関する経過措置)

8 昭和七年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた加入者(平成十四年三月三十一日において加入者期間等(私立学校教職員共済組合法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第七十六条第一項第一号に規定する加入者期間等をいう。)が二十五年以上である者に限る。)が七十歳に達するまでの間における退職年金、減額退職年金又は障害年金の支給の停止(加入者であることをその事由とするものに限る。)については、なお従前の例による。

附則(平成十四年八月三〇日政令第二八二号)抄

第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

附則(平成十四年二月二七日政令第三四八号)抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則(平成十四年二月一八日政令第三八六号)抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則(平成十五年三月二八日政令第一〇八号)抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十八条の二の規定により国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第十六号)附則の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる同令附則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第四条附則第十三条の九 第一項第一号	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十三号)以下「平成十二年私学共済改正法」という。第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法(以下「私学共済法」という。)附則第二十八項
附則第七条 第一項第一号	平成十二年私学共済改正法第一条の規定による改正前の私学共済法附則第二十八項
附則第九条附則第十三条の九 第一項第一号	平成十二年私学共済改正法第一条の規定による改正前の私学共済法附則第二十八項
附則第十一条	国家公務員共済組合法私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十二年法律(平成十二年法律第二十三号)第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第三十四条の二第三項(二十一号)第二条の規定による改正前の第百一条の二第二項

附則(平成十五年八月八日政令第三六六号)

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則(平成十六年三月二四日政令第五五号)

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則(平成十六年九月二九日政令第二八八号)

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附則(平成一七年四月二日政令第一三〇号)抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

(準用する国家公務員共済組合法の改正に伴う経過措置規定の技術的読替え)

3 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十八条の二の規定により国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十号)附則第十四条第一項の規定の例による場合においては、同項中「並びに第二条の規定による改正後の法附則第十三条第一項及び第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法別表」とあるのは、「及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十一号)第七条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)附則第十項」と読み替えるものとする。

附則(平成一八年二月一日政令第一四号)抄

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則(平成一八年七月二日政令第二四一号)抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則(平成一八年八月三〇日政令第二八六号)抄

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則(平成一八年二月二〇日政令第三九〇号)抄

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則(平成一八年八月三〇日政令第三九〇号)抄

第五条 施行日前に加入者(私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下この項において同じ。)の資格を取得して、施行日まで引き続き加入者の資格を有する者(同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者及び私立学校教職員共済法第二十二条第七項又は第九項の規定により平成十九年四月から標準給与(同条第一項に規定する標準給与をいう。以下この条において同じ。)が改定されるべき者を除く。)のうち、同年三月の標準給与の月額が九十八万円であるもの(当該標準給与の月額の基礎となった給与月額が百万五千円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令附則第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成十九年四月から同年八月までの各月の標準給与とする。

附則(平成一九年三月三一日政令第二二二号)

1 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(七十歳以上の教職員等である間の退職年金等の支給の停止の特例)

2 昭和十二年四月二日以後に生まれた特定教職員等(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等をいう。以下同じ。)に係る私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による退職年金、減額退職年金又は障害年金の支給の停止(特定教職員等であることをその事由とするものに限る。)については、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令附則第五項から第七項までの

規定の例による。この場合において、同令附則第五項中「第三十九条の規定により長期給付に開する規定の適用については退職したものとみなされた加入者を除く」とあるのは「第二十五条第三項」に規定する特定教職員等を含む」と、同項及び同令附則第六項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第一項及び第二十五条の三」と、同令附則第七項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項及び第二十五条の三」とする。

附則（平成一九年三月三十一日政令第一二四号）抄
 （施行期日等）
 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度予算から適用する。

附則（平成二〇年三月三十一日政令第八七号）
 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
 附則（平成二〇年三月三十一日政令第一一六号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
 （私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第五十九条 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により附則第五十二条の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第五十二条第一項の表	私立学校教職員共済法第四十八条の二 員共済法施行令の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた、私立学校教職員共済法施行令	第一項改正令附則第五 （第三十二条第一項の 項） 規定により読み 替えられた第一 項（第三項）	第二項改正令附則第五 （第三十二条第一項の 項） 規定により読み 替えられた第二 項（第三項）
附則第五十二条第三項の表	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例改正令	第二項（第三項）	

附則（平成二〇年二月二日政令第三五七号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第二条中健康保険法施行令附則に二条を加える改正規定、第三条中船員保険法施行令附則に二条を加える改正規定、第四条中私立学校教職員共済法施行令第六表以外の部分の改正規定（「第十一条の四並びに附則第三十四条の三」の下に「から第三十四条の五まで」を加える部分及び「第十一条の三の六の四第一項並びに附則第三十四条の三」を「第十一条の三の六の四第一項 附則第三十四条の三並びに附則第三十四条の四」に改める部分に限る。）及び同条の表に次のように加える改正規定、第五条中国家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の三の次に二条を加える改正規定、第六条中国民健康保険法施行令附則第二条の次に二条を加える改正規定、第七条中地方公務員等共済組合法施行令附則第五十二条の五の次に二条を加える改正規定並びに第八条の規定は、同年四月一日から施行する。

附則（平成二二年四月三〇日政令第一三五号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。

附則（平成二二年五月二日政令第一三九号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年二月二日政令第二九六号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則（平成二二年二月二八日政令第三〇五号）
 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
 附則（平成二二年二月二八日政令第三一〇号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。
 附則（平成二二年三月二五日政令第四〇号）
 この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年六月三十日）から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日政令第六一号）
 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
 附則（平成二二年三月三十一日政令第六五号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
 （私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第五条 第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第六項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。
 附則（平成二三年三月三〇日政令第五五号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。
 （私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第七条 施行日前に出産した私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者若しくは加入者であった者又は被扶養者に係る同法の規定による出産費又は家族出産費の額については、なお従前の例による。
 附則（平成二三年三月三〇日政令第五六号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年一月二日政令第三二七号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第十条 施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。
 附則（平成二五年三月二九日政令第一〇〇号）
 この政令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年七月三十一日政令第二二六号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年八月一日）から施行する。
 附則（平成二六年三月二八日政令第九四号）抄
 （施行期日）

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年三月二八日政令第九六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年三月三一日政令第一二九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二六年四月一日から施行する。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費の支給（次項に規定する療養に係るものを除く。）及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する新国共済令（第四条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令をいう。次条第二項において同じ。）

第十一条の三の五第六項又は第七項の規定は、平成二十一年五月一日から施行日の前日までの行われた療養であつて、第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行令（以下この項において「旧私学共済令」という。）第六条において準用する旧国共済令（第四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）附則第三十四条の四第一項の規定により読み替えて適用する旧国共済令第十一条の三の四第六項に規定する特定給付対象療養又は旧私学共済令第六条において準用する旧国共済令第十一条の三の四第七項に規定する特定疾患給付対象療養に該当するものに係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費の支給についても適用する。

附則（平成二六年二月一九日政令第三六五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二七年一月一日から施行する。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第十一条 特定計算期間に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額介護合算療養費の支給については、第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令（以下この項において「新私学共済令」という。）第六条において準用する第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下この項及び附則第十四条第一項において「新国共済令」という。）

第十一条の三の六の三第一項第二号中「二百二十万円」とあるのは「百七十六万円」と、同項第三号中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同項第四号中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、新私学共済令第六条において準用する新国共済令第十一条の三の六の二（第一項第二号及び第四号並びに第四項を除く。）、第十一条の三の六の三（第四項を除く。）並びに第十一条の三の六の四第一項及び第三項の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の四第一項の規定により私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項

第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3 平成二六年七月三十一日以前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

第十二条 施行日前の出産に係る私立学校教職員共済法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。

附則（平成二七年九月三〇日政令第三四二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二七年十月一日から施行する。

附則（平成二七年九月三〇日政令第三四八号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二七年十月一日から施行する。

（私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正に伴う経過措置）

2 平成二十七年十月一日における第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十四項の規定の適用については、同項中「率とし」とあるのは「率（同項第一号に掲げる給付に係るものにあつては同項第七号に掲げる給付に係る率、同項第二号に掲げる給付に係るものにあつては同項第八号に掲げる給付に係る率、同項第三号に掲げる給付に係るものにあつては同項第九号に掲げる給付に係る率、同項第四号に掲げる給付に係るものにあつては同項第十号に掲げる給付に係る率、同項第六号又は第十三号に掲げる給付に係るものにあつては同項第十二号に掲げる給付に係る率）とし」と、「率とする」とあるのは「率（同項第五号に掲げる給付に係るものにあつては、同項第十一号に掲げる給付に係る率）とする」とする。

附則（平成二七年二月二六日政令第三九二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）抄

（施行期日等）

第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令の規定、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令第十七条の五の規定並びに第四条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第一項の表改正前昭和六十年国共済改正法附則第十八条の項及び第三十条の二の規定並びに附則第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の規定は、平成二七年十月一日から適用する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第八条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令第十二条の規定は、施行日以後に退職した任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額について適用し、施行日前に退職した任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額については、なお従前の例による。

附則（平成二八年四月一五日政令第一九九号）

この政令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年六月一日）から施行する。

附則（平成二八年九月七日政令第二九四号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二八年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の日前に私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、同日まで引き続き当該加入者の資格を有する者については、私立学校教職員共済法施行令第一条の二第二項の規定は、同日以降引き続き同日において使用されていた学校法人等（私立学校教職員共済法第

十四条第一項に規定する学校法人等をいう。次条において同じ。)に使用されている間は、適用しない。

第三条 当分の間、特定学校法人等以外の学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者(第一号又は第二号に掲げる者であつて、私立学校教職員共済法第十四条第一項各号のいずれにも該当しないもの(前条の規定により私立学校教職員共済法施行令第一条の第二項の規定が適用されない者を除く。)をいう。以下同じ。)については、同法第十四条の規定にかかわらず、私立学校教職員共済制度の加入者(以下「加入者」という。)としない。

一 その一週間の所定労働時間が同一の学校法人等に使用される通常の労働者(私立学校教職員共済法施行令第一条の第二項に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。)の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者(同項に規定する短時間労働者をいう。同号において同じ。)

二 その一月間の所定労働日数が同一の学校法人等に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

2 特定学校法人等に該当しなくなった学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該学校法人等が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)に当該特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一 当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者(加入者及び七十歳以上の教職員等(私立学校教職員共済法第四十一条の規定により退職等年金給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた加入者をいう。第四項第一号において同じ。))をいう。以下同じ。)の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

3 前項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者(加入者の資格を有する者に限る。)は、当該申出が受理された日の翌日に、加入者の資格を喪失する。

4 特定学校法人等(第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する学校法人等を含む。)以外の学校法人等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、事業団に当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一 当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである二分の一以上同意対象者(加入者、七十歳以上の教職員等及び特定四分の三未満短時間労働者をいう。次号において同じ。)の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

5 前項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての私立学校教職員共済法第十五条の規定の適用については、同条中

「その教職員等となつた」とあるのは、「私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百九十四号)附則第三条第四項の申出が受理された」とする。

6 第四項の申出をした学校法人等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、事業団に当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該学校法人等が特定学校法人等に該当する場合は、この限りでない。

一 当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

7 前項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者(加入者の資格を有する者に限る。)は、当該申出が受理された日の翌日に、加入者の資格を喪失する。

8 この条において特定学校法人等とは、学校法人等であつて、当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者(七十歳未満の者のうち、私立学校教職員共済法第十四条第一項各号のいずれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。)の総数が常時百人を超えるものをいう。

附則(平成二十八年二月二十六日政令第三九五号)

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則(平成二十九年七月二十八日政令第二一三三号)抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令(附則第一条において「新国共済令」という。)第十一条の三の六第十二項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「喪失した日の前日」とあるのは、「喪失した日」とする。

第七条 施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

附則(平成三〇年三月二十六日政令第六三三三号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則(平成三〇年七月一三日政令第二一〇号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。ただし、附則第三条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十五条及び第十八条の規定は、公布の日から施行する。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う準備行為)

第十八条 附則第十六条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令(以下この条において「新私学共済令」という。)第六条において読み替えて準用する新国共済令第十一条の三の六第一項第二号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニの規定による日本私立学校振興・共済事業団の認定は、施行日前においても、新私学共済令の規定の例によりすることができる。

附則(平成三一年四月一七日政令第一五五号)

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二四日政令第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(第二号において「整備法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第十条及び第十一条(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令附則の改正規定に限る。)並びに次条から附則第五条までの規定 公布の日

附 則 (令和二年七月八日政令第二二九号) 抄

この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。

附 則 (令和二年八月二八日政令第二五三号)

(施行期日)

1 この政令は、令和二年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日前に私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、同日まで引き続きその資格を有する者(同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。)のうち、令和二年九月の標準報酬月額が六十二万円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が六十三万五千円未満であるものを除く。)の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額をこの政令による改正後の私立学校教職員共済法施行令第五条の二の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十二条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、同日において日本私立学校振興・共済事業団が改定するものとする。

3 前項の規定により改定された標準報酬月額は、令和二年九月から令和三年八月までの各月の標準報酬月額とする。

附 則 (令和四年三月二五日政令第一二〇号)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年八月三日政令第二六七号)

この政令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則 (令和六年一月二七日政令第八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。